

井川町地域防災計画

資 料 編

令和7年3月

井川町防災会議

目 次

資料編

第1節	防災組織に関する資料	1
第2節	情報の収集及び伝達に関する資料	11
第3節	通信に関する資料	17
第4節	災害援護に関する資料	21
第5節	生活必需物資の供給に関する資料	59
第6節	指定緊急避難場所・指定避難所	62
第7節	自主防災組織等の構成	67
第8節	交通輸送に関する資料	70
第9節	派遣・応援に関する資料	76
第10節	雪害予防に関する資料	99
第11節	災害危険箇所における資料	113
第12節	災害危険区域の災害予防に関する資料	117
第13節	消防に関する資料	121
第14節	給食・給水に関する資料	130
第15節	公用負担に関する資料	132
第16節	防疫及び清掃に関する資料	135
第17節	文教対策に関する資料	136
第18節	災害復旧対策及び激甚災害指定に関する資料	140
第19節	地震に関する資料	145

第1節 防災組織に関する資料

1-1 井川町防災会議条例

昭和37年12月22日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、井川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 井川町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員15人以内で組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 秋田県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 湖東地区行政一部事務組合の消防長及び町の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議によって定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則(昭和49年5月24日条例第14号)

この条例は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月15日条例第4号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

1-2 井川町防災会議委員

選出区分	職 名	摘 要
会 長	井川町長	
1号委員	東北運輸局秋田運輸支局長	
〃	東北地方整備局秋田河川国道事務所長	
2号委員	秋田地方振興局建設部長	
〃	秋田地方振興局福祉環境部長	
3号委員	五城目警察署長	
4号委員	井川町総務課長	
〃	井川町産業課長	
〃	井川町町民生活課長	
5号委員	井川町教育長	
6号委員	湖東地区消防本部消防長	
〃	井川町消防団長	
7号委員	東北電力ネットワーク(株)秋田電力センター所長	
〃	東日本電信電話(株)秋田支店 災害対策室長	
〃	井川町土地改良区 事務局長	

1-3 井川町災害対策本部条例

昭和37年12月25日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、井川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則(昭和49年5月24日条例第14号)

この条例は、昭和49年6月1日から施行する。

1-4 県の地方機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
秋田県総務部総合防災課	秋田市山王4-1-1	860-4563
秋田地域振興局（総務企画部）	秋田市山王4-1-2	860-3312
秋田地域振興局（農林部）	秋田市山王4-1-2	860-3371
秋田地域振興局（県税部）	秋田市山王4-1-2	860-3312
秋田地域振興局（建設部）	秋田市山王4-1-2	860-3432
秋田地域振興局（福祉環境部）	潟上市昭和乱橋字古開172-1	855-5170
秋田中央保健所		855-5171
秋田中央福祉事務所		855-5175
中央教育事務所	秋田市山王4-1-2	860-3241
五城目警察署	五城目町字七倉178-4	852-4100

1-5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東北森林管理局 米代西部森林管理署	能代市御指南町3-45	0185-54-5511
東北農政局秋田地域センター	秋田市山王7-1-5	862-5611
国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田市山王1-10-29	823-4167
国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局	秋田市泉字登木74-3	863-5811
秋田労働局	秋田市山王7-1-3	862-6681
秋田地方気象台	秋田市山王7-1-4	823-8291

1-6 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)秋田支店	秋田市中通4-4-4	836-8574
東日本旅客鉄道(株)秋田支社	秋田市中通7-1-1	832-5873
日本貨物鉄道(株)東北支社 秋田総合鉄道部	秋田市泉菅野1-19-1	823-6703
ヤマト運輸(株)秋田主管支店	秋田市御所野湯本2-1-1	839-4045
東北電力ネットワーク(株) 秋田電力センター	秋田市中通2-1-11	884-3313
日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5	864-2731

上井河郵便局	井川町黒坪字天神35-2	874-2550
下井河郵便局	井川町北川尻字海老沢樋ノ口40-3	874-2551

1-7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
井川町土地改良区	井川町北川尻字海老沢樋ノ口36-2	874-2105
秋田中央交通(株) 五城目営業所	五城目字鶴ノ木34	852-2110
一社) 男鹿潟上南秋医師会	潟上市天王字追分西4-30-E	872-1022
一社) 秋田県薬剤師会中央支部	秋田市千秋久保田町6-6	833-2334
一社) 秋田県LPガス協会	秋田市山王3-1-7	862-4918

1-8 公共的団体等

(1) 報道機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
秋田魁新報社	秋田市山王臨海1-1	888-1800
湖畔時報社	八郎潟町大道1-1	875-2011

(2) 農林漁業関係機関、団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
あきた湖東農業協同組合	五城目町字七倉123-2	855-1510
秋田県農業共済組合	秋田市中通3-4-50	825-7311
湖東森林組合	潟上市飯田川下虻川字八ツ口70	877-6998
八郎湖増殖漁業共同組合	八郎潟町字川口地先官有地	875-2508

(3) 社会福祉協議会、商工会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
井川町社会福祉協議会	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	874-2611
湖東3町商工会井川事務所	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	874-2305

(4) 金融機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
あきた湖東農業協同組合 井川支所	井川町浜井川字曲瀧3	874-2025

(5) 婦人会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
井川町婦人会		

1-9 防災上重要な施設

(1) 消防本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号
湖東地区行政一部事務組合	井川町浜井川字喜兵衛堰10-1	874-2420

(2) 医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
湖東厚生病院	八郎潟町川崎字貝保98-1	875-2100
井川町診療所	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	874-2215
橋本歯科医院	井川町浜井川字土樋165-1	874-2808

(3) 老人保健施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
医療法人仁政会 翠 香 苑	井川町小竹花字道端14-1	874-2930

(4) 社会福祉施設

ア 老人福祉施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
老人福祉センターゆうゆう 翠香苑	井川町寺沢字綱木沢145-1 井川町小竹花字道端14-1	874-4161 874-2930

イ 児童福祉・公民館・分館

名 称	所 在 地	有 線 番 号
大台地区防災センター	井川町井内字桂畑62-13	4171
井内児童館	井川町井内字杉ヶ崎37-1	4030
井内分館	井川町井内字杉ヶ崎127	4048
仲台分館	井川町井内字上野239	3967
大麦分館	井川町大麦字向村141-2	4097
施田分館	井川町施田字轡田31-3	3776
施田コミュニティセンター	井川町施田字柳町36-1	4321
寺沢分館	井川町施田字中ノ目29-9	3916
綱木沢地区集会施設	井川町寺沢字綱木沢145-2	4277
館岡分館	井川町施田字羽根田195	3816
赤沢分館	井川町赤沢字赤沢163	4226
八幡分館	井川町八田大倉字八幡7-8	3428
大倉分館	井川町八田大倉字縄手内85-1	3497
保野子分館	井川町保野子字堀合25-2	3359
井川町民体育館	井川町坂本字山崎19	4285
井川町民武道館	井川町坂本字山崎19	4335
横岡地区防災センター	井川町坂本字横岡27-3	3368
宇治木分館	井川町宇治木字前田面203	3548
泉岳地区集会所	井川町宇治木字伊勢堂45	3577
小泉分館	井川町黒坪字小泉25-1	3596
新聞分館	井川町黒坪字新聞198-7	3656
今戸コミュニティセンター	井川町今戸字家ノ後77-1	2186
今戸児童館	井川町浜井川字家ノ後83-1	2200

小今戸分館	井川町今戸字小今戸5	2 3 1 6
新屋敷分館	井川町浜井川字156-2	2 5 0 6
街道分館	井川町北川尻字海老沢巡り21	2 9 0 6
井川町農村環境改善センター	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	4 4 4 3
田中分館	井川町浜井川字家ノ東54-2	2 6 8 6
羽立分館	井川町浜井川字家ノ東425-2	2 5 6 6
浜井川地区集会所	井川町浜井川字家ノ東425-2	4 4 9 5
小竹花分館	井川町小竹花字小縄手下9-2	2 9 7 7
上村分館	井川町北川尻字上村宅地66	3 0 9 6
中下村分館	井川町北川尻字中村42-10	3 0 0 8
坂本分館	井川町坂本字四百刈57-3	3 0 8 6
飛塚児童館	井川町坂本字飛塚24	3 2 7 8
大野地分館	井川町坂本字大野地54-3	3 3 1 7
海老沢分館	井川町北川尻字海老沢村191-2	3 1 8 6
さくら分館	井川町浜井川字新堰30-27	4 7 7 4
定住促進センター	井川町浜井川字二階102-1	3 0 8 3
ふれあいプラザ管理棟	井川町浜井川字杉ノ実地内	3 9 9 0
井川こどもセンター	井川町小竹花字道端50	4 3 0 5
健康センター	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	4 4 5 5
旧小学校体育館	井川町坂本字三嶽下170	
義務教育学校体育館	井川町坂本字山崎38	4 3 4 3

ウ 障害者支援施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
桐ヶ丘	井川町寺沢字綱木沢133-2	8 7 4 - 2 2 7 2

(5) 教育関係機関

ア 教育委員会

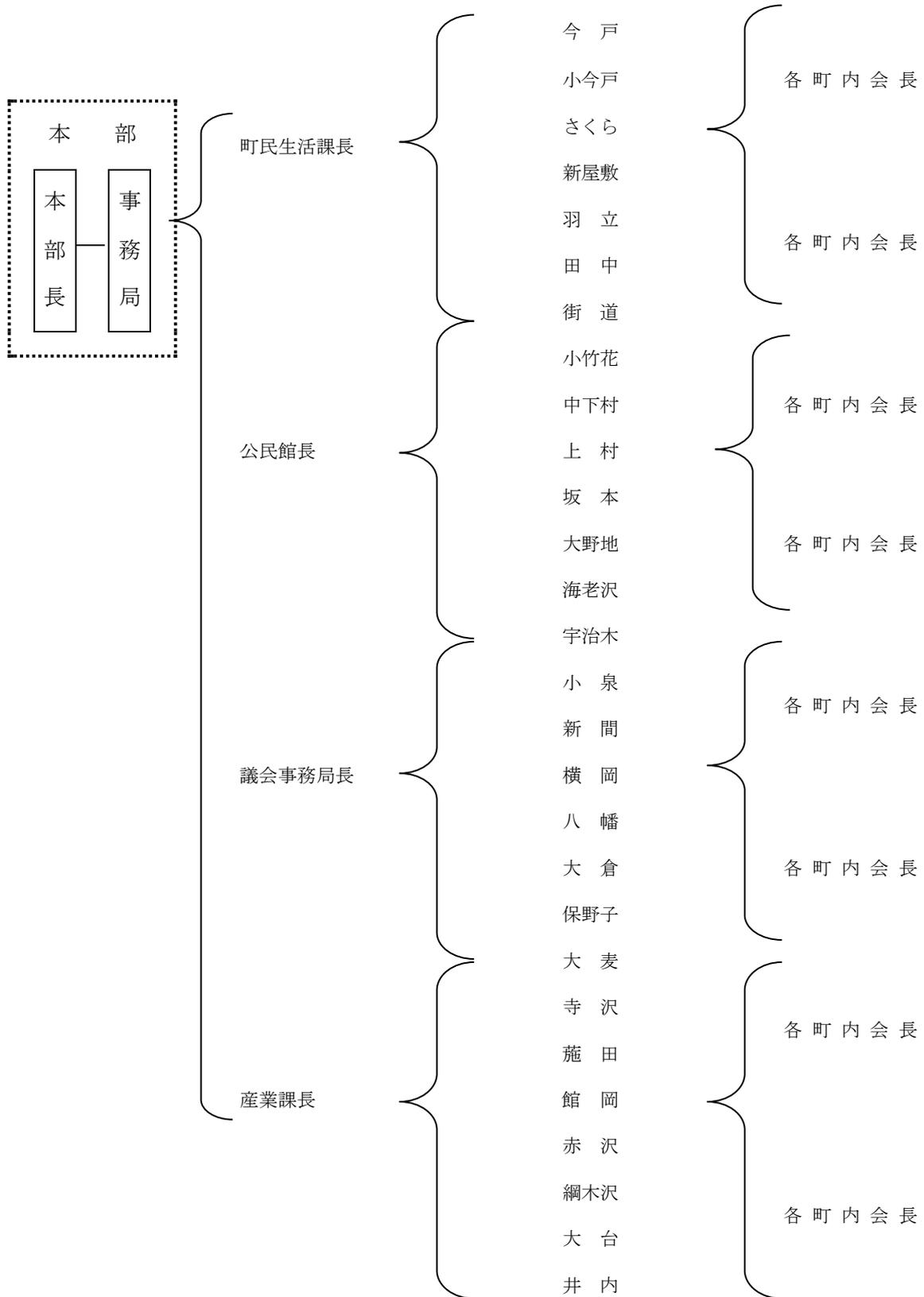
名 称	所 在 地	電 話 番 号
井川町教育委員会	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	8 7 4 - 4 4 2 4

イ 小・中学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号
井川町立井川義務教育学校	井川町坂本字山崎38	8 5 5 - 6 0 1 2

1-10 地震、風水害、その他の災害時の町内会連絡機構図

令和6年4月1日現在



※各町内の担当者は各年度の参与を充当するものとする。

第2節 情報の収集及び伝達に関する資料

2-1 気象予警報一覧

(1) 気象注意報、警報及び特別警報

種 類		発 表 基 準
注 意 報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかけます。雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表します。平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。具体的には(注1)のとおり。
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。12時間の降雪の深さが、平野部で15cm以上、山沿いで25cm以上。
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。〔視程100m〕
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても呼びかけます。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	着 氷 (雪) 注 意 報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表します。
	霜 注 意 報	霜によって災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表します。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表します。
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表します。
	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは、全くの別のものです。
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。具体的には（注2）のとおり。
警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。平均風速が18m/s以上になると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。雪を伴い平均風速が18m/s以上になると予想される場合。
	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水被害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。具体的には（注3）のとおり。
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。12時間の降雪の深さが、平野部で35cm以上、山沿いで50cm以上。さらに、6時間の降雪の深さが25cm以上と予想される場合。
	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。具体的には（注4）のとおり。
	波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは、全くの別のものです。
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	浸 水 警 報（注）	浸水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	地 面 現 象 警 報（注）	大雨等により山崩れ、地滑り等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

（注）浸水注意報（警報）及び地面現象注意報（警報）は、その内容を他の気象注意報（警報）の本文に含めて行う。

(注1) 大雨注意報基準

市 町 村	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準※
井 川 町	平地地：1時間雨量30mm 平地地以外：1時間雨量40mm	74

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

(注2) 洪水注意報基準

市 町 村	雨 量 基 準	流域雨量指数基準※
井 川 町	平地地：1時間雨量30mm 平地地以外：1時間雨量40mm	井川流域=10 八郎湖・船越水道流域=16

※流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

(注3) 大雨警報基準

市 町 村	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準※
井 川 町	平地地：1時間雨量50mm 平地地以外：1時間雨量60mm	102

(注4) 洪水警報基準

市 町 村	雨 量 基 準	流域雨量指数基準※
井 川 町	平地地：1時間雨量50mm 平地地以外：1時間雨量60mm	井川流域=12 八郎湖・船越水道流域=31

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しい場合は、発表を継続します。
	大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
	暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけます。
	波 浪 特 別 警 報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは、全くの別のものです。
	高 潮 特 別 警 報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

(2) 水防活動の予報及び警報

次表の左欄に掲げる注意報及び警報は、右欄に掲げる注意報並びに警報をもって替えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報
〃 高潮注意報	高潮注意報
〃 高潮警報	高潮警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報は、次の基準により広報車や有線放送により行うものとする。

- ア 実効湿度65%以下、最小湿度40%以下、となることが予想される場合
- イ 実効湿度70%以下で、平均風速8m/秒以上になると予想される場合

(4) 台風及び異常気象等の気象情報

気象予警報等に関係のある台風及びその他の異常現象等の情報を、具体的にかつ速やかに発表する。

2-2 気象観測施設

(1) 気象台所属観測所

観測所番号	観測種別	観測所名	カタカナ綴り	所在地	海面上の高さ(m)
32056	四	八森	ハチモリ	山本郡八峰町八森字チコキ	34
32071	雨	藤里	フジサト	山本郡藤里町藤琴字大落	68
32091	雨	陣場	ジンバ	大館市長走字陣場	218
32096	雨	藤原	フジワラ	鹿角市小坂町上向字藤原	280
32111	四	能代	ノシロ	能代市緑町	6
32126	四	鷹巣	タカノス	北秋田市旭町	29
32136	四	大館	オオダテ	大館市出川字上野	49
32146	四	鹿角	カヅノ	鹿角市花輪字荒田	123
32181	官	脇神	ワキガミ	北秋田市脇神字藁岳 大館能代航空気象観測所	84
32206	四	湯瀬	ユゼ	鹿角市八幡平湯瀬字一羽根	214
32266	四	八幡平	ハチマンタイ	鹿角市八幡平字熊沢外8国有林	578
32276	雨	男鹿真山	オガシンザン	男鹿市北浦相川字小屋ケ沢	84
32286	四	男鹿	オガ	男鹿市脇本字上野	20
32287	四	大潟	オオガタ	南秋田郡大潟村大潟	-3
32296	四	五城目	ゴジョウメ	南秋田郡五城目町上樋口字屋岸	6
32311	四	阿仁合	アニアイ	北秋田郡阿仁町水無字畑町裏	120
32312	雨	比立内	ヒタチナイ	北秋田郡阿仁町幸屋渡字山根	210
32376	雨	桧木内	ヒノキナイ	仙北郡西木村上桧木内字宮田	255
32402	官	秋田	アキタ	秋田市山王 秋田地方気象台	6
32407	四	岩見三内	イワミサンナイ	秋田市河辺三内字外川原	41
32408	雨	仁別	ニベツ	秋田市仁別字マンタラメ	179
32426	雨	鎧畑	ヨロイハタ	仙北市田沢湖町田沢字鎧畑	281
32431	雨	田沢湖高原	タザワココウゲン	仙北市田沢湖生保内字駒ケ岳	652

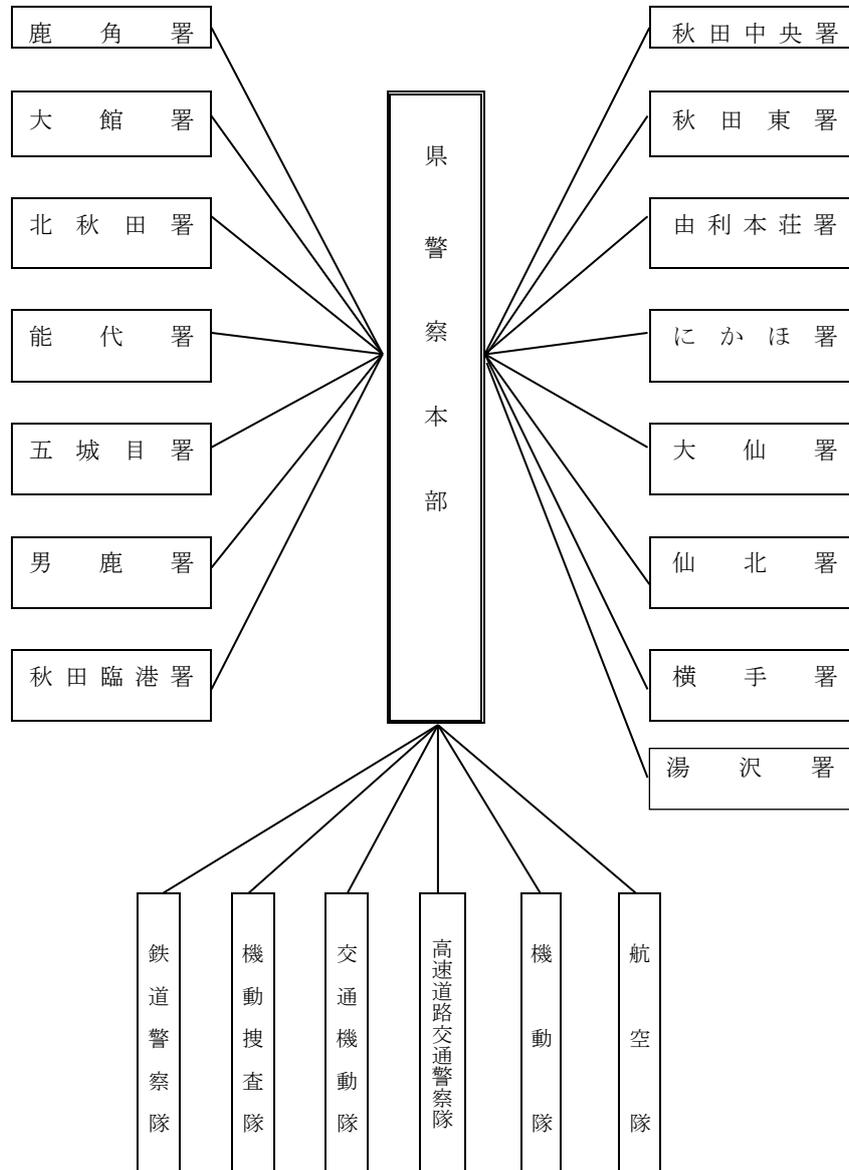
観測所番号	観測種別	観測所名	カタカナ綴り	所在地	海面上の高さ(m)
32451	官	雄和	ユウワ	秋田市雄和椿川字山籠 秋田航空気象観測所	93
32466	四	角館	カクノダテ	仙北市角館町小勝田字鶴の崎	56
32476	四	田沢湖	タザワコ	仙北郡田沢湖町生保内字宮の後	230
32496	四	大正寺	ダイショウジ	秋田市雄和新波寺沢	20
32551	四	大曲	オオマガリ	大曲市四ツ屋字下古道	30
32571	四	本荘	ホンジョウ	由利本荘市埋田字用堰南	11
32581	四	東由利	ヒガシユリ	由利本荘市東由利老方字後田	117
32596	四	横手	ヨコテ	横手市横手町大樋	59
32616	四	にかほ	ニカホ	にかほ市金浦字金浦	7
32626	四	矢島	ヤシマ	由利本荘市矢島町城内字築館	46
32681	雨	笹子	ジネゴ	由利本荘市鳥海町上笹子字川合	200
32691	四	湯沢	ユザワ	湯沢市金谷樋ノ口	74
32701	雨	東成瀬	ヒガシナルセ	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下	191
32771	四	湯の岱	ユノタイ	雄勝郡雄勝町秋の宮字湯ノ岱	335

(注) 観測種別凡例 官：気象官署（地方气象台） 四：降水量、気温、風向、風速、日照時間
雨：降水量

第3節 通信に関する資料

3-1 防災関係機関の無線通信網

1 県警本部

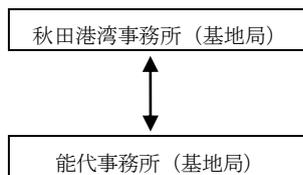


2 東北地方整備局

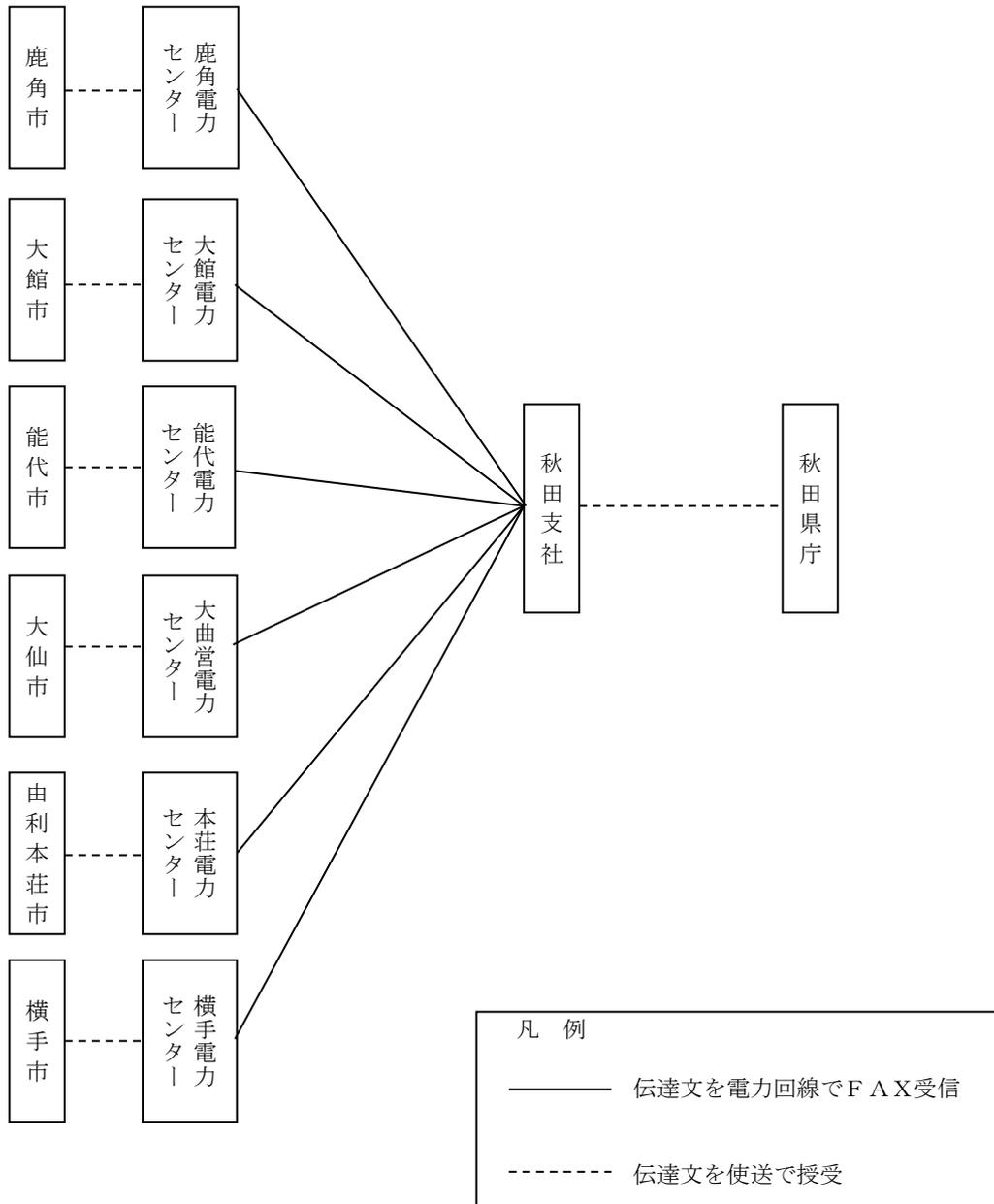
(1) 事務所・管理所



(2) 秋田港湾事務所



3 東北電力

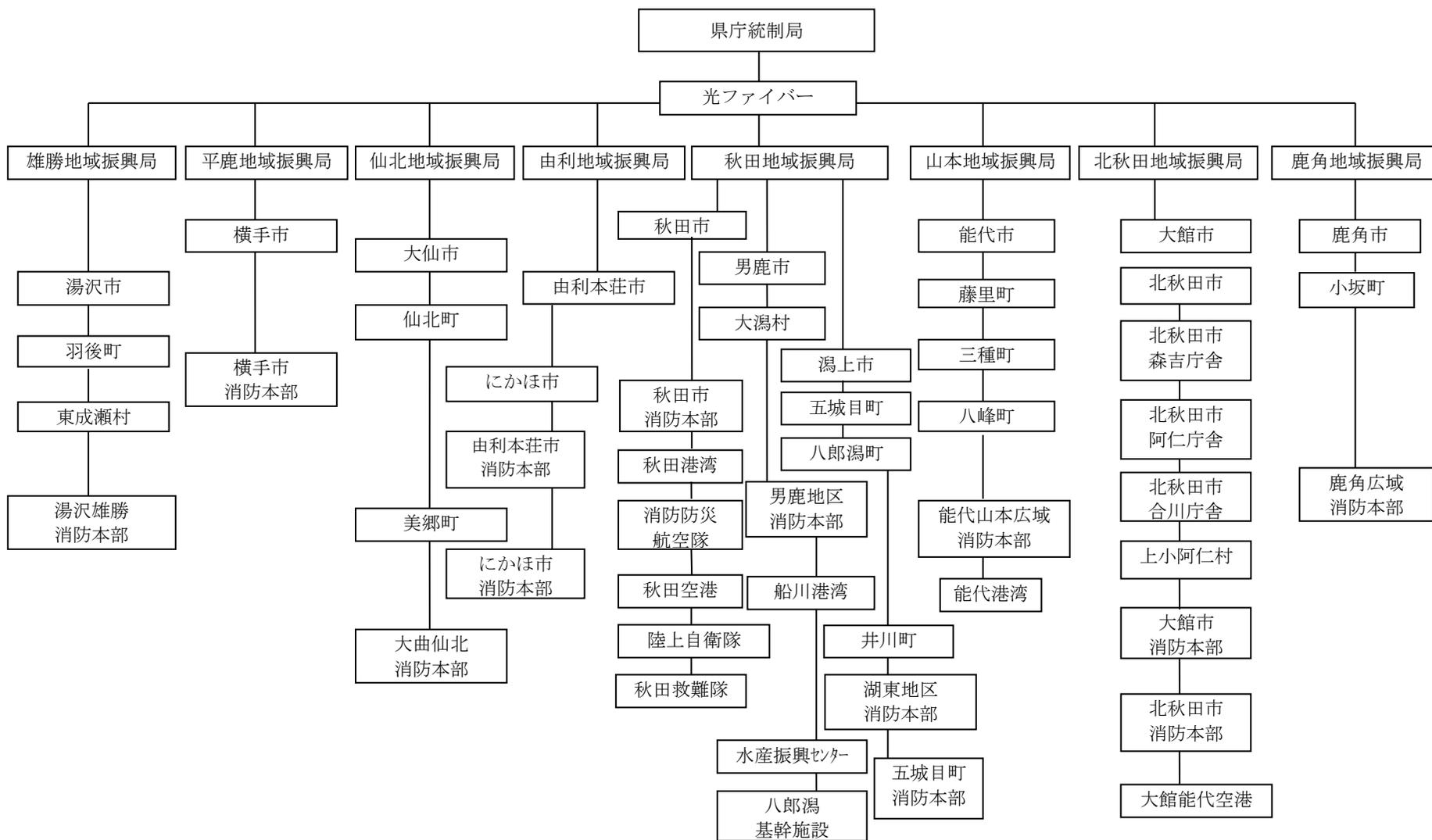


3-2 消防無線

1 湖東地区行政一部事務組合消防無線

種別	基地局	移動局	携帯	署活動系	計
アナログ				9	9
デジタル	1	14	9		24

3-3 秋田県総合防災システム構成図



第4節 災害援護に関する資料

4-1 災害援護資金等の貸付け

1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律

昭和48年法律第82号

(一部改正) 平成23年3月11日以降発生災害から適用

(1) 法の適用対象となる災害

ア 災害弔慰金 (自然災害)

- ① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ② 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ③ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 災害援護資金 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

(2) 所得制限

ア 災害援護資金

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とします。

(3) 弔慰金及び貸付金の額等

ア 災害弔慰金 (国1/2 都道府県1/4 市町村1/4)

- ① 生計維持者の方が死亡した場合 500万円
- ② その他の方が死亡した場合 250万円

イ 災害援護資金 (国2/3 都道府県1/3)

区 分	負傷のみの場合	家財が1/3以上の損害	住家の半壊	住家の全壊	住家の全体が滅失・流失	条 件
世帯主の1か月(療養)以上の負傷	万円 150	万円 250	万円 270	万円 350	万円 —	○10年償還(うち3年据置(特別の場合は5年据置))
世帯主の負傷がない場合	—	150	170 (250)	250 (350)	350	○年利3%(据置期間中は無利子)

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事業がある場合は()内の額となります。

ウ 償還方法

個人 10年 3% → 市町村 11年 無利子 → 県 12年 無利子 → 国

この制度の相談窓口は町民生活課(874-4416)経由、県総合防災課である。

2 生活福祉資金貸付制度要綱

資金種類	貸付限度	据置機関	償還期間	貸付利子
災害援護資金	1,500,000円以内	貸付の日から6月以内	7年以内	無利子（保証人を設定しない場合は年1.5%）
低所得者・障害者・高齢者世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費				

（注）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯は、原則として重複貸付けはできない。

3 母子及び父子寡婦福祉資金（国2/3 都道府県1/3 激甚災害の場合は国3/4 都道府県1/4）

（1）住宅資金の貸付限度額の引上げ 貸付限度額 200万円

（2）据置期間の延長（全壊、流失、半壊、床上浸水などの被害を受けた場合）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日政令第224号）より事業開始資金（通常据置1年間）、事業継続資金及び住宅資金（通常据置6カ月間）だが、貸付けの日から2年を超えない範囲内において、厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

（3）災害のため、借受者が支払期日に著しく償還困難な場合 →支払猶予

4 秋田県災害資金貸付要綱（県1/2 市町村1/2）

（1）償還方法

個人 10年 → 市町村 11年 → 県
3% 無利子

（2）貸付限度額

区分	負傷のみの場合	家財が1/3以上の損害	住家の半壊	住家の全壊	備考
世帯主の1か月（療養）以上の負傷	万円 150	万円 250	万円 270	万円 350	特別の事業がある場合は（ ）となります。
世帯主の負傷がない場合	—	150	170 (250)	250 (350)	

4-2 経営資金

1 (株)日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利率の資金を融通するもの。

- (1) 農業経営基盤強化資金
- (2) 経営体育成強化資金
- (3) 振興山村・過疎地域経営改善資金
- (4) 畜産経営環境調和推進資金
- (5) 農林漁業セーフティネット資金
- (6) 林業基盤整備資金（造林資金）
- (7) 林業基盤整備資金（利用間伐推進資金）
- (8) 漁業経営改善支援資金

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国・都道府県および市町村が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するもの。
なお、貸付け限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定する。

3 災害および激甚災害に伴う中小企業優遇措置等一覧

(1) 秋田県中小企業災害復旧資金（県単）【災害・激甚】

- ア 融資対象者 県内で1年以上事業を営んでいる中小企業で、災害によって事務所又は事業所が罹災した方
- イ 貸付限度額 1,000万円
- ウ 償還期限 10年以内（うち据置1年以内）
- エ 利率（年） 1.75%
- オ 保証料 0%
- カ 保証人 連帯保証人は法人の場合、代表者のみ 個人事業者は不要

(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業災害貸付け）【災害】

- ア 貸付限度額 各融資制度の限度額に1災害あたり上乘せ3,000万円
- イ 償還期限 各融資制度の返還期間以内
- ウ 【激甚】特別利率の内容は、その都度閣議決定する。

（注）【激甚】欄は激甚災害の指定を受けた災害の場合の特例措置である。

(3) 日本政策金融公庫（中小企業事業災害復旧貸付け）

- ア 貸付限度額 15,000万円（代理貸 7,500万円）
- イ 償還期限 10年以内（うち据置2年以内）
- ウ 利率（年） 基準利率1.40～1.60（H27.5現在）
- エ 【激甚】特別利率の内容は、その都度閣議決定する。

(4) 中小企業基盤整備機構（小規模企業共済契約者貸付（傷病災害時貸付け）【災害】

- ア 貸付限度額 掛金の範囲内
- イ 償還期限 3年以内又は5年以内
- ウ 利率（年） 基準利率0.9%（H26.1現在）
- エ 保証人 不要

- (5) 信用保証協会（激甚災害復旧融資保証）【激甚】
- ア 貸付限度額 別枠個人法人 28,000万円 組合 48,000万円
 - イ 償還期限 10年以内（うち据置2年以内）
 - ウ 保証料 0.88%以内
 - エ 保証人 連帯保証人は法人の場合、代表者のみ 個人事業者は不要
- (6) 中小企業整備近代化資金等（特別措置）【激甚】
- ア 超えない範囲内で償還期間延長
 - イ 【災害】貸付の対象となった整備が滅失した場合、経済産業大臣の承認を得て、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。
- (7) 高度化資金（災害復旧事業）【災害】
- ア 貸付限度額 事業費の90%以内
 - イ 償還期限 20年以内（うち据置3年以内）
 - ウ 利率（年） 無利子
- (8) 高度化資金（共同防災事業）【災害】
- ア 貸付限度額 事業費の80%以内
 - イ 償還期限 20年以内（うち据置3年以内）
 - ウ 利率（年） 無利子
 - エ 【激甚】激甚災害の指定を受けて中小企業庁が償還期間の延長措置を決定したとき、それに対応する。

4-3 税の減免

1 国 税

- (1) 所得税法の雑損控除による方法（所得税法72条1項）
- 災害、盗難又は横領により生活に必要な資産に損害を受けた場合、次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。
- ア $(\text{損害金額} - \text{保険金等で補填される金額}) - \text{総所得金額等の合計額} \times 10\%$
 - イ 災害関連支出の金額 - 5万円
- (2) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法
- ア 所得税の減免（災害減免法第2条）

災害により住宅又は家財について、その時価の2分の1以上の損害（保険金等で補填される金額を除く。）を受けた者で、その年の合計所得額が1,000万円以下である者に対し、次により減免を行う。

合計所得金額が	500万円以下の場合	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1
 - イ 相続税、贈与税の免除（災害減免法第4条）

相続、遺贈又は贈与により取得した財産について 申告書の提出期限後に甚大な損害を受けた者に対し、被害があった日以降に納付すべき相続税又は贈与税のうち被害を受けた部分に対する税額を免除する。

2 地方税

(1) 県 税

ア 個人の県民税（地方税法45条）

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合、各市町村税条例による減免額の割合と同じ割合で減免する。

イ 個人の事業税（条例62条）

当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免する。

①災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の10分の3以上であり、かつ、事業の所得金額が1,000万円以下の者

所得金額が	500万円以下の場合	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1

②自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が、資産価格総額の10分の3以上であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である者

所得金額が	400万円以下の場合	2分の1
	400万円超1,000万円以下	4分の1

（注）1・2とも、損害額は保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額

ウ 不動産所得税（条例79条）

①災害により滅失又は損壊した不動産に代る不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から、3年以内に取得したものに限り減免する。

②取得した不動産が、その取得の日から1年以内に災害により滅失した場合、その不動産の取得に対し減免する。

エ 自動車税（条例135条）

当該課税年度の納期限が未到来の場合で、災害により自動車に損害を受け、その修繕に要した費用の額が自動車税の年額を超える場合、次により減免する。

修理費が自動車税の年額の2倍を超える場合	2分の1
〃 年額を超え2倍以下の場合	4分の1

（注）修繕に要した費用の額は、保険金、損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額

(2) 地方税

ア 災害による被災者に対する町の減免

災 害 に よ り	町民税の納税者（個人）が死亡又は、生活扶助を受けることとなった場合、	町民税額の10割減額
	障害者となった者	町民税額の9割減額

① 災害による町民税の減免

災害によりその者の住宅又は家財について生じた損害金額がその価額の3割以上である町民税の納税義務者で前年度中における総所得金額が1,000万円未満のものに対しては、当該納税義務者に対しては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の町民税の

うち災害発生以後の納期に係る税額について、次表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し又は免除する。

損害程度		合計所得金額		
		500万円以下	750万円以下	750万円以上
軽減又は 免除の割合	3/10以上 5/10未満	1/2	1/4	1/8
	5/10以上	全部	1/2	1/4

② 冷害・凍霜害及び干害の農作物に係る災害

冷害・凍霜害及び干害により本年度中において収穫すべき農作物について生じた減収率が3割以上である町民税及び国民健康保険税の納付義務者で被災年度の前年中における地方税法第292条第1項第13号に規定する総所得金額が1,000万円以下のものに対しては、次の表に掲げる区分に従い、当該納税義務者に係る本年中における農業所得に係る町民税の所得割及び国民健康保険税の額にそれぞれ該当欄に掲げる率を乗じて得た額を、軽減し又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除額の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	8/10
550万円以下であるとき	6/10
750万円以下であるとき	4/10
750万円を超えるとき	2/10

③ 土地に対する固定資産税の減免

災害により所有する農地又は宅地に被害を受けた固定資産税の納税義務者に対しては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度の固定資産税のうち被災以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

被害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10

○災害により所有する農地又は宅地以外の土地に被害を受けた固定資産税の納税義務者に対しては、当該農地又は宅地以外の土地に対して課する当該年度分の固定資産税のうち被災以後の納期に係る税額について、前項の規定に乗じてその税額を軽減し、または免除する。

④ 家屋に対する固定資産税の減免

災害により所有する家屋に被害を受けた固定資産税の納税義務者に対しては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税のうち災害以後の納期に係る税額について、次の表の区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめていないとき又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格6/10以上の価値を減じたとき	8/10
屋根、内装、外壁、建具等に損害を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価格を減じたとき	6/10
下壁、畳等に損害を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10

⑤ 償却資産に対する固定資産税の減免

災害により、所有する償却資産に被害を受けた固定資産税の納税義務者に対しては、当該償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害発生以後の納期に係る税額について、前項の規定に準じて軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域に亘り償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案し、必要と認められる限度において軽減し、又は免除するものとする。

⑥ 国民健康保険税の減免

国民健康保険税の納税義務者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害額がその住宅又は家財の価格の3/10以上である者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては次の区分により軽減し、又は免除する。

財産に係る被害率	軽 減 率	
	3/10以上 5/10未満のとき	5/10以上のとき
合計所得金額 500万円以下であるとき	1/2	全 部
750万円以下であるとき	1/4	1/2
750万円を超えるとき	1/8	1/4

4-4 災害罹災者に対する見舞金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者または行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住家を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 二 前条第1項第3号及び4号
 - (一) 自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円
 - (二) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

(市町村長の報告)

第4条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地方振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

(給付の方法)

第5条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地方振興局総務企画部長が行うものとする。
- 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。

4. この要綱は、昭和59年 4月 1日から施行する。
5. この要綱は、昭和59年 8月 1日から施行する。
6. この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。
7. この要綱は、平成 9年10月 1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年 9月17日から施行する。
12. この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

【様式第1号】

災害見舞金給付適用報告書

市町村名 _____

災害発生の日時		年 月 日 () 時 分		災害の種類							
災害発生の場所											
り災世帯の状況											
番号	災害り災世帯主氏名	年令	職業	住 所	電話番号	家族数	被災の程度	死者・行方不明の氏	年令	災害り災世帯との続柄	状況
	見舞金給付者氏名	年令	職業	見舞金給付者の現居住及び当該居住地の世帯主名	電話番号	災害り災世帯主との続柄	死者・行方不明との続柄	備 考			
							(親等)				
							(親等)				
							(親等)				

- (注) 1 「被災の程度」には、死亡、行方不明、障害、全壊、流失、半壊及び床上浸水の別と、自家・借家の別を記入すること。
 2 死者・行方不明者を出した世帯は、その氏名、年令、世帯主との続柄、及び状況を備考欄又は別紙に記入すること。
 3 世帯主氏名欄は見舞金給付先となる者の氏名を記入すること。

4-5 井川町災害弔慰金の支給等に関する条例

改正 昭和50年3月8日条例第7号
昭和51年12月25日条例第26号
昭和53年6月21日条例第13号
昭和56年5月30日条例第14号
昭和58年3月15日条例第2号
昭和62年3月24日条例第5号
平成3年12月24日条例第30号
平成23年9月20日条例第10号
令和元年12月6日条例第17号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町民が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害により当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医療に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月21日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年5月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和58年3月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月24日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月20日条例第10号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年12月6日条例第17号）

この条例は公布の日から施行する

4-6 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

改正 昭和59年7月1日規則第10号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、井川町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込書」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、療養見込期間及び医師の療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込書は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条** 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条** 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に公布するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条** 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条** 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6条）を町長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女		
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日				
障害の部位				初 診 年 月 日	年 月 日				
既 往 症			既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日				
療養の内容及び経過									
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)								
関節運動範囲	種類範囲	部位							
			右						
		左							
		右							
	左								
上記のとおり診断します。									
			郵便番号	_____		電話番号	_____		
			局番	_____					
年 月 日			病院又は	所在地 _____					
			診療所の	名 称 _____					
			診療担当者	氏 名 _____					
				印 _____					

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災 害 名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被 害 場 所		大正 昭和 年 月 日生 (歳) 平成			
返す方法		1 年 賦 2 半年賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)			
借入金申込み者について	フリガナ				男・女		大正 昭和 平成		
	氏 名								
	フリガナ				郵便番号		電話番号		
	現住所		(方)		〒				
	本 籍				勤務先の名称				
	職 業				と所在地				
	世帯の状況と収入	氏 名		世帯主との続柄		年 齢		健 否	
収入合計		円		支出合計		円			
資産の状況	土 地		(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建 物		(1)自宅 m ² (2)田畑 m ²		生活保護		年 月 日より受給(生住教医)		
	負 債		(内容)		(金額)		円		
が書いてください 連帯保証人(保証人)	氏 名				男・女		昭和 年 月 日生 (歳)		
	現住所				本 籍 地				
	職 業		月 収 円		申込者との関係		家族数 人		
	資 産	土 地		(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		勤 務 先		名 称	
		建 物		(1)自宅 m ² (2)田畑 m ²		所 在 地		電 話 局 番	
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)				
資金の使途	資金の使い方総額				資金の内訳 合計 円				
	に 円				災害援護資金で 円				
	に 円				手持資金で 円				
	に 円								
	に 円				その他 ()				

第 号

年 月 日

井川町長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせ
します。

記

貸付番号	第	号				
貸付金額		円				
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年	賦		半	年	賦
利 子	年	3	パーセント			

貸金をお渡しする日と手帳について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 御持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

第 号

年 月 日

井川町長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（規則第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額	円
利 子	年3パーセント
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年 賦 半年 賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

保 証 人 住 所

氏 名

印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所

氏名

印

井川町長

様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所
氏名 印

連帯保証人住所
氏名 印

井川町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	カ月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1. 年賦 2. 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更後の 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号 (規則第13条第2項関係)

第 号

年 月 日

井川町長

印

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせします。

支払猶予承認期間 年 月 日から ヲ月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号 (規則第3条第3項関係)

第 号

年 月 日

井川町長

印

殿

支 払 い 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

印

井川町長

殿

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号（規則第14条2項関係）

第 号

年 月 日

井川町長

印

殿

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号（規則第14条第3項関係）

第 号

年 月 日

井川町長

印

殿

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（理 由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は
年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援助資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額 円	
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額 円	
免除申請額	円 (償還未済額の全部 一部で)				
免除申請理由及び理由発生 年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	大正 昭和 平成	年 月 日
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ		男・女	年 月 日	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ		男・女	年 月 日	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
申請免除者				印	
井川町長		殿			

第 号

年 月 日

井川町長

印

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金が更に加算されます。

様式第15号（規則第15条第4項関係）

第 号

年 月 日

井川町長

印

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

4-7 井川町災害見舞金の給付に関する要綱

1 目的

この要綱は、井川町の町民の住宅が全焼・全壊・又は半焼・半壊した時、さらに災害により負傷又は疾病等生じた場合、見舞金並びに見舞品を給付し、町民の福祉及び安定に資することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人井川町社会福祉協議会

3 災害の認定及び給付の適用

町民の住宅が全焼、全壊、又は半焼・半壊したときを、消防署が認定した時給付する。ただし、会長が不相当と認めた時はこの限りでない。

4 給付方法

被災住宅の世帯主に会長が給付するものとする。

5 給付額区分

給付額は原則として次の区分によるものとする。ただし、予算の範囲内で行うことができる。

(1) 見舞金	①居住している住宅が全焼・全壊した時	5万円
	②居住している住宅が半焼・半壊した時	3万円
(2) 負傷又は疾病	入院1ヶ月以上	1万円
(3) 見舞品	居住している住宅が全焼した時	
	家族一人につき	組布団 1組
	〃	毛布 1枚

6 附記

この要綱は昭和55年4月1日から施行する。

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は平成3年10月1日から施行する。

4-8 国有林野産物の減額譲渡（秋田営林局）

1 減額譲渡の規定

国有林野事業特別会計の管理に属す物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和30.3.24農林省令第15号）抄

（災害救助の場合の譲渡）

第15条 営林管理署長（災害に係る区域が森林管理署の支署の管轄区域にある場合においては森林管理署支署長。以下同じ。）及び森林管理局長は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第2号に規定する国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき救助が行われた場合において、国有林野産物を、都道府県がその救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防でその災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、その国有林野産物を、その都道府県又は市町村に時価からその5割以内を減額した対価で譲渡することができる。

（災害復旧の場合の申請）

第16条 前条の規定により国有林野産物の譲渡を受けようとする都道府県又は市町村は、その区域を管轄する森林管理署長又は森林管理局長に、左に掲げる事項を記載した申請書を、その災害が発生した日から20日以内に提出しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をすることができる。

- （1）申請都道府県又は市町村名
- （2）被災状況
- （3）譲受を希望する物品の品名及び数量
- （4）使用計画
- （5）その他参考となるべき事項

2 前項の申請書の数は、森林管理局長に提出するものにあつては2通、森林管理署長に提出するものにあつては、3通とする。

（申請の諾否の通知）

第17条 前条の第1項の申請書を受理した森林管理署長は、その申請書2通に意見書を添えて森林管理局長に提出し、その支持を求めなければならない。ただし、前条第1項ただし書の場合には、直ちにその旨を森林管理局長に報告して指示を求めなければならない。

2 森林管理局長は、前条第1項の申請書を受理した場合又は前項の指示を求められた場合において、譲渡を相当と認めるときは、左に掲げる事項を記載した承認書を、譲渡を相当と認めないときは、その理由を記載した文書を直接申請書に送付し、又は森林管理署長に必要な指示をしなければならない。

- （1）国有林野産物の品名及び数量
- （2）譲渡価額
- （3）使用範囲
- （4）その他必要と認める条例

(報告の義務)

第18条 第15条の規定により国有林野産物の譲渡を受けた都道府県又は市町村は、その国有林野産物を譲渡した森林管理局長又は森林管理署長の要求があるときは、その国有林野産物の使用状況について報告しなければならない。

2 国有林野の産物売払規定（昭和25. 5. 17農林省告示第132号）抄

(産物の目的外処分の制限)

第26条 左の各号の一に該当する者は、あらかじめ当該森林管理署長の承認を受けなければ、当該産物の引渡しを受けた後においても、当該産物をその売払を受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

(1) 予算決定及び会計令第99条第13号、第20号、及び第21号の規定により産物の売払を受けた者

(2) 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）第4条第3号の規定により産物の売払を受けた地方公共団体

(3) 前各号のほか森林管理署長等が特に目的を指定した産物の売払を受けた者

2 国は、前項の規定に違反して産物を処分した者から、その使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡した産物の売払代金の100分の50に相当する金額を違約金として徴収することがある。

3 前項の規定は第47条、第49条及び第50条の規定の適用を妨げない。

この場合において、国に帰属する契約保証金又は第49条の規定により徴収すべき違約金は、売払代金から前項の規定による違約金算定の基礎となった金額を控除した金額につき決定する。

3 非常災害の場合における国有材の売払いに関する特別措置一覧表

特 別 措 置			代 金 延 納				減 額 譲 渡
売 払 の 相 手	根拠法		法 律				物品の無償貸付及び譲 与等に関する法律 国有林野事業特別会計 の管理に属する物品の無 償貸付及び譲与等に関する 省令
			国の所有に属する物品の売払代金の納付 に関する法律に基づく昭和39年度大蔵大 臣協議内容				
	用途	区分	期間	担保	利息	可否	適用条件
都	災害救助法に基づ く災害救助用	応急復旧住宅等 (避難所)	1年以内	免 除	免 除	可	法第4条第3号 令第15条
道	都道府県の管理に 属する公共施設の 復旧用	公共施設一般 (公営住宅を含む)	同 上	同 上	徴 収	否	
府	個人用施設の復旧 用	住宅店舗等	同 上	同 上	同 上	否	
市	災害救助法が発動 された災害で市町 村の管理に属する 公共施設の応急復 旧用	事務所、学校、病 院、診療所、託児 所、道路、橋、堤防	同 上	同 上	免 除	可	法第4条第3号 令第15条
町	市町村の管理に属 する公共施設の復 旧用	公営施設一般 (公営住宅を含む)	同 上	同 上	徴 収	否	
村	個人用施設の復旧 用	住宅店舗等	同 上	同 上	同 上	否	
個 人	災害復旧用	住宅店舗等	6ヵ月以内	提 供	同 上	否	

4 災害救助用材備蓄計画

中心営林署	近 隣 署 名	樹 種	数 量m ²	備 考
大 館	鹿角、扇田	造 ス ギ	600	
鷹 巣	米内沢、阿仁	〃	600	
能 代	小阿仁、二ツ井、五城目	〃	600	
秋 田	角館、大曲	〃	600	
湯 沢	矢島	〃	300	
計			2,700	

注：備蓄量は、それぞれのブロック毎に貯木場及び山元に備蓄する。

県防災計画資料編より

第5節 生活必需物資の供給に関する資料

5-1 生活必需物資調達先一覧

現在、協定を締結している業者はありませんが、今後検討していきます。（資料編第20節を参照）

5-2 救急医療機関等

1 近隣市町村の救急告知医療機関

平成26年2月現在

医療圏名	開設者	施設名	所在地	一般病棟	救急病棟
秋田周辺	男鹿市	男鹿みなと市民病院	男鹿市	177	4
	国立大学法人	秋田大学医学部附属病院	秋田市	577	4
	独立行政法人	県立脳血管研究センター	〃	126	6
	日赤	秋田赤十字病院	〃	496	50
	秋田市	市立秋田総合病院	〃	376	14
	厚生連	秋田厚生医療センター	〃	477	24
	社会医療法人	中通総合病院	〃	450	8
	医療法人	藤原記念病院	潟上市	140	2
能代山本	厚生連	山本組合総合病院	能代市	418	30
	一般財団法人	能代山本医師会病院	〃	200	8
	一般財団法人	地域医療機能推進機構秋田病院	〃	167	4

2 近隣市町村の病院（1を除く）

医療機関名	所在地	電話	病床数	備考
湖東厚生病院	八郎潟町	018-875-2100	149	
杉山病院	潟上市	018-877-6141	280	
中通リハビリテーション病院	秋田市	018-833-1131	220	
土崎病院	〃	018-845-4121	110	
五十嵐記念病院	〃	018-845-0251	60	
秋田緑ヶ丘病院	〃	018-845-2161	388	
外旭川病院	〃	018-868-5511	241	
今村病院	〃	018-873-3011	223	
小泉病院	〃	018-833-2535	40	
能代病院	能代市	0185-52-6331	76	
島田病院	〃	0185-52-5363	210	
京病院	〃	0185-52-1315	93	
森岳温泉病院	三種町	0185-83-5111	152	

3 近隣消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員

平成25年4月現在

区分	救急自動車数			救急隊員数			
	計	高規格	普通型	計	専任	兼任	うち救急救命
消防本部							
湖東地区行政 一部事務組合	4	4		51		51	15
五城目町	1	1		21		21	9
男鹿地区消防 一部事務組合	7	3	4	95	6	89	16
秋田市	11	11		136	38	98	38
県計	84	70	14	768	114	1,012	294

4 血液製剤備蓄医療機関等

平成26年1月現在

医療機関名等	所在地	電話番号	備考
秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反233-186	018-865-5541	

5 井川町における病院・医療機関

名称	住所	電話番号
国民健康保険 井川町診療所	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	018-874-2215
橋本歯科医院	井川町浜井川字土樋165-1	018-874-2808
さくら・デンタル・オフィス	井川町浜井川字杉ノ実24-1	018-874-3801

6 救護所一覧表

施設名称	住 所	電話番号	収容能力	備 考
井川町診療所	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	874-2215	50	
健康センター	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	874-3300	200	
義務教育学校	井川町坂本字山崎38	874-2203	1,500	
環境改善センター	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	874-2211	500	

5-3 救援物資集積場所、応援部隊終結場所一覧表

1 救援物資集積場所一覧表

施設名称	住 所	面積	建物構造	備 考
町民球場	坂本字山崎38	9,500	—	
浜井川地区集会所	浜井川字家ノ東425-2	218	木造一部鉄骨平屋	
井内児童館	井内字杉ヶ崎127	199	木造平屋	

2 応援部隊終結場所一覧表

施設名称	住 所	面積	建物構造	備 考
町民武道館	坂本字山崎19	495	鉄筋コンクリート平屋	
義務教育学校体育館	坂本字山崎38	1,500	鉄骨平屋	
義務教育学校グラウンド	〃	14,876	—	

第6節 指定緊急避難場所・指定避難所

6-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所（一時避難場所と同じとする）

	名 称	所 在 地	屋外面積 (㎡)	標高 (m)	最大収容人数 (人)	洪水	土砂	地震	代替避難地
1	大台地区防災センター前広場	井内字桂畑 62-13	2906	102.0	484	○	○	○	
2	井内運動広場（井内児童館前広場）	井内字杉ヶ崎 125	3026	37.2	504	×	△	○	老人福祉センター
3	井内農村公園（井内地区緑化施設）	井内字菅生沢 160	4227		243	×	△	○	
4	仲台運動広場（仲台分館前広場）	井内字上野 239	1191	50.5	198	○	○	○	
5	大麦運動広場（大麦分館前広場）	大麦字向村 31-2	478	27.3	79	○	○	○	
6	寺沢分館前広場	蒔田字中ノ目 29-9	489	19.3	81	×	○	○	蒔田分館前
7	蒔田農村公園（コミュニティセンター前広場）	蒔田字柳町 36-1	4000	16.5	666	×	○	○	蒔田分館前
8	蒔田分館前広場	蒔田字轡田 31-3	700		116	○	○	○	
9	館岡分館前広場	蒔田字羽根田 195	290	18.0	48	○	×	○	蒔田分館前
10	赤沢分館前広場	赤沢字赤沢 163	270	16.5	45	○	×	○	老人福祉センター前
11	老人福祉センター前広場	寺沢字綱木沢 145-1	4000	51.5	165	○	○	○	
12	八幡運動広場	八田大倉字八幡 2-1	4591	21.3	765	○	○	○	
13	町民体育館前	坂本字山崎 5-1	4372	9.2	728	○	○	○	
14	横岡地区防災センター前広場	坂本字横岡 27-1	100		16	○	○	○	
15	宇治木運動広場	宇治木字伊勢堂 41-1	2358	9.3	393	○	○	○	
16	泉岳地区集会所前広場	宇治木字伊勢堂 45	585	10.3	97	○	○	○	
17	小泉運動広場	黒坪字小泉 9	3170		528	○	○	○	
18	新聞分館前広場	黒坪字新聞 198-7	4000	15.4	666	○	△	○	渡部商店前
19	今戸分館前広場（今戸コミュニティセンター前）	今戸字家ノ後 77-1	397	2.1	66	△	○	○	農村環境改善センター前広場
20	今戸運動広場	今戸字ヲマキ 49-1	3942		657	△	○	○	農村環境改善センター前広場
21	小今戸運動広場	今戸字カチ田 191-1	3037		506	△	○	○	農村環境改善センター前広場
22	新屋敷運動広場	浜井川字洲崎 99-2	2543	3.1	423	△	○	○	浜井川運動広場
23	街道運動広場	北川尻字海老沢巡り 21	3093	3.7	515	△	○	○	役場駐車場
24	役場駐車場	北川尻字海老沢樋ノ口 78-1	10894	4.1	1815	○	○	○	
25	農村環境改善センター前広場	北川尻字海老沢樋ノ口 78-4	4686	4.1	781	○	○	○	
26	田中分館前	浜井川字家ノ東 54-2	150	3.4	25	×	○	○	
27	浜井川運動広場（浜井川地区集会所前）	浜井川字家ノ東 425-2	6782	4.2	1341	○	○	○	
28	㈱スズキ部品秋田駐車場	浜井川字家ノ東 136			443	○	○	○	
29	翠香苑駐車場	小竹花字道端 14-1			72	○	○	○	
30	こどもセンター内広場	小竹花字道端 50	1020	4.8	170	○	○	○	
31	上村分館前広場	北川尻字上村宅地 66	100	4.9	16	×	○	○	義務教育学校グラウンド
32	中下村分館前広場	北川尻字中村 42-5	223	5.5	37	×	○	×	農村環境改善センター前広場

33	旧小学校グラウンド	浜井川字二階 103	12050	16.0	2008	○	○	○	
34	義務教育学校グラウンド	坂本字山崎 38	14876	7.0	2479	○	○	○	
35	日本国花苑広場	坂本字飛塚 42	9687		1614	○	○	○	
36	坂本団地児童公園広場	坂本字四百刈 61-14	425	6.6	70	○	○	○	
37	大野地分館前広場	坂本字大野地 54-3	642	30.0	107	○	○	○	
38	海老沢分館前広場	北川尻字海老沢村 191-2	2400	4.8	400	○	○	○	
39	さくら駅児童公園	浜井川字新堰 30-2	430	3.1	71	○	○	○	

(注) 最大収容人数は1人あたり6.0㎡で算出。

(注) 「洪水・土砂・地震」の欄の○は適。

△……小規模災害時には、指定の避難場所となりますが、大規模災害時には避難場所が使用できなくなるおそれがあるため、代替避難場所に避難してください。

×……災害の種類により、指定の避難場所が危険箇所となるため、代替避難場所に避難してください。

2 指定避難所（避難所と同じとする。）

	名 称	所在地	標高 (m)	最大収容人数 (人)	床面積 (㎡)	洪水	土砂	地震	代替避難所
1	大台地区防災センター	井内字桂畑 62-13	102.0	41	94.40	○	○	○	
2	井内児童館	井内字杉ヶ崎 127	37.2	87	199.00	×	△	○	老人福祉センター
3	井内分館	井内字杉ヶ崎 127	37.0	62	142.43	×	△	○	老人福祉センター
4	仲台分館	井内字上野 239	50.5	42	98.07	○	○	○	
5	大麦分館	大麦字向村 141-2	27.3	42	96.06	○	○	○	
6	寺沢分館	施田字中ノ目 29-9	19.3	44	101.03	×	○	○	施田分館
7	施田コミュニティセンター	施田字柳町 36-1	16.5	160	366.00	×	○	○	施田分館
8	施田分館	施田字響田 31-3		56	128.90	○	○	○	
9	館岡分館	施田字羽根田 60-2	18.0	36	82.81	○	×	○	施田分館
10	赤沢分館	赤沢字赤沢 164-4	16.5	43	98.95	○	×	○	老人福祉センター
11	老人福祉センター	寺沢字綱木沢 145-1	51.5	354	810.00	○	○	○	
12	八幡分館	八田大倉字八幡 7-8	21.3	26	61.27	○	○	○	
13	大倉分館	八田大倉字縄手内 86	9.4	49	112.16	○	○	○	
14	保野子分館	保野子字堀合 25-2	9.8	21	49.70	○	○	○	
15	町民体育館	坂本字山崎 19	9.2	686	1568.0	○	○	○	
16	横岡地区防災センター	坂本字横岡 27-3	9.3	28	66.00	○	○	○	
17	宇治木分館	宇治木字前田面 202	9.3	46	105.17	○	○	○	
18	泉岳地区集会所	宇治木字伊勢堂 45	10.3	96	219.00	○	○	○	
19	小泉分館	黒坪字小泉 25-1	11.3	45	104.35	○	○	○	
20	新聞分館	黒坪字新聞 198-7	15.4	46	106.83	○	△	○	泉岳集会所
21	今戸児童館	今戸字家ノ後 83-1	1.6	86	197.91	△	○	○	義務教育学校体育館
22	今戸コミュニティセンター	今戸字家ノ後 77-1	2.1	86	198.0	△	○	○	義務教育学校体育館
23	小今戸分館	今戸字小今戸 5	2.0	58	134.10	△	○	○	義務教育学校体育館
24	新屋敷分館	浜井川字洲崎 156-2	3.1	43	99.00	△	○	○	義務教育学校体育館
25	街道分館	北川尻字海老沢巡り 24	3.7	67	153.13	△	○	○	農村環境改善センター
26	農村環境改善センター	北川尻字海老沢樋ノ口 79-2	4.1	506	1157.00	○	○	○	
27	田中分館	浜井川字家ノ東 54-2	3.4	51	118.80	×	○	○	定住促進センター

28	浜井川地区集会所	浜井川字家ノ東 425-2	4.2	95	218.00	○	○	○	
29	小竹花分館	小竹花字小縄手下 9-2	4.8	28	66.20	○	○	○	
30	上村分館	北川尻字上村宅地 66	4.9	47	107.65	×	○	○	義務教育学校 体育館
31	中下村分館	北川尻字中村 42-5	5.5	44	101.86	×	○	○	農村環境改 善センター
32	坂本分館	坂本字四百刈 57-3	6.6	36	84.50	○	○	○	
33	飛塚児童館	坂本字飛塚 24-26	12.5	31	72.90	○	○	○	
34	大野地分館	坂本字大野地 54-3	30.0	41	94.40	○	○	○	
35	海老沢分館	北川尻字海老沢村 191-2	4.8	52	120.07	○	○	○	
36	さくら分館	浜井川字新堰 30-27	3.1	57	132.00	○	○	○	
37	健康センター	北川尻字海老沢樋ノ口 106-1	3.8	319	729.40	○	○	○	
38	定住促進センター	浜井川字二階 102-1	20.5	360	823.00	○	○	○	
39	旧小学校体育館	坂本字三嶽下 170	20.0	231	528.00	○	○	○	
40	義務教育学校体育館	坂本字山崎 38	8.2	656	1500.00	○	○	○	

(注) 最大収容人数は床面積×0.7(有効率)÷1.6(1畳)で算出。

(注) 「洪水・土砂・地震」の欄の○は適。

△……小規模災害時には、指定の避難所となりますが、大規模災害時には避難所が使用できなくなるおそれがあるため、代替避難所に避難してください。

×……災害の種類により、指定の避難所が危険箇所となるため、代替避難所に避難してください。

第7節 自主防災組織等の構成

7-1 自主防災組織の役割分担表

区分	平常時（予防活動）	非常時（応急活動）
情報連絡班	1 防災意識の普及と高揚 2 組織内及び他の機関との連絡調整 3 情報連絡用資機材の整備、点検 4 情報収集、伝達訓練の計画・実施	1 情報収集、伝達、広報活動 2 指揮、命令等の伝達 3 組織内及び他の機関との連絡調整 4 被害・避難状況の全体把握
消火班	1 地域の安全点検 2 消火用資機材の整備、点検 3 消火訓練の計画・実施	1 出火防止、初期消火活動 2 救出救護班との連絡
救出救護班	1 地域の安全点検 2 救出救護用資機材、医薬品等の整備、点検 3 救出救護訓練、講習会の実施	1 負傷者の救出、搬出活動 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
避難誘導班	1 家族構成表の作成 2 地域の安全点検 3 避難路・指定緊急避難場所の設定 4 避難誘導用資機材の整備、点検 5 避難誘導訓練の計画・実施	1 避難誘導活動
給食給水班	1 給食給水用資機材の整備、点検 2 給食給水訓練の計画・実施	1 焚き出し 2 食糧・飲料水、生活必需品の配分

7-2 町内会自主防災組織結成状況（防災対策本部）

名称	設立年月日	名称	設立年月日	名称	設立年月日
大台	H8. 3. 27	八幡	H8. 3. 17	田中	H8. 3. 27
井内	H8. 3. 20	大倉	H8. 3. 17	羽立	H8. 4. 1
仲台	H8. 3. 27	保野子	H8. 3. 1	中下村	H8. 4. 1
大麦	H8. 3. 17	宇治木	H8. 3. 28	小竹花	H8. 3. 26
寺沢	H8. 3. 25	小泉	H8. 3. 17	上村	H8. 3. 31
綱木沢	H8. 3. 20	新聞	H8. 3. 25	坂本	H8. 3. 25
蒔田	H8. 3. 26	今戸	H8. 3. 25	横岡	H8. 3. 25
館岡	H8. 3. 17	小今戸	H8. 4. 1	大野地	H8. 3. 20
赤沢	H8. 3. 20	新屋敷	H8. 3. 1	海老沢	H8. 3. 25
		街道	H8. 3. 26	さくら	H10. 3. 1

7-3 町内会自主防災組織設置要綱

(設置目的)

第1条 町内会は地域の連帯と相互扶助の精神にもとづいて、日頃から防災意識の高揚を図るとともに地震、風水害等の災害が発生した場合においては、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序維持と住民福祉の確保を図るために、自主防災組織を設置する。

(組織の名称)

第2条 自主防災組織の名称は 町内会防災対策本部（以下「本部」という。）という。

(本部員)

第3条 この本部の本部員は、町内会の役員、青年、婦人及び知識、技能、経験を有する町内会員から町内会長が委嘱する。

(組織とその任務)

第4条 第1条の目的を遂行するため次の班を置き、それぞれ前項に定める任務を分担する。ただし、災害の状況によっては、その任務にかかわらず活動する。

情報連絡班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班

(役員)

第5条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には町内会長を、副本部長には副町内会長をもってあてる。

2 第4条ら定める各班に班長及び副班長を置き本部長が任命する。

(防災会及び本部)

第6条 本部の運営及び活動を協議するため防災会を置く。

2 防災会は役員をもって構成し、必要のつど本部長が召集する。

3 災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、必要に応じて、災害応急対策を行うため、町内会に本部を設置する。ただし、災害の状況により移動する。

(町その他団体との協力体制)

第7条 防災会は災害応急対策の万全を期するため、町及び隣接町内会等と常に緊密な連絡をとり、応援協力体制を確立しておくものとする。

(隣保活動)

第8条 災害が発生し町内会に、災害応急対策を行う本部が設置されるまでの活動主体は町内各班が主体になることから、各班長を中心に、隣接班と日頃から防災について相互に連絡を図り、災害に際しては一致協力して防災活動に当たるものとする。

(各世帯の心得)

第9条 各世帯はいつ、どこでも、災害に対処できるよう日常の備えと、心構えを身につけるとともに、本部の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(費用)

第10条 本部に係る費用は町内会一般会計よりこれに充てる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この組織の運営に必要な事項は防災会で定める。

附 則

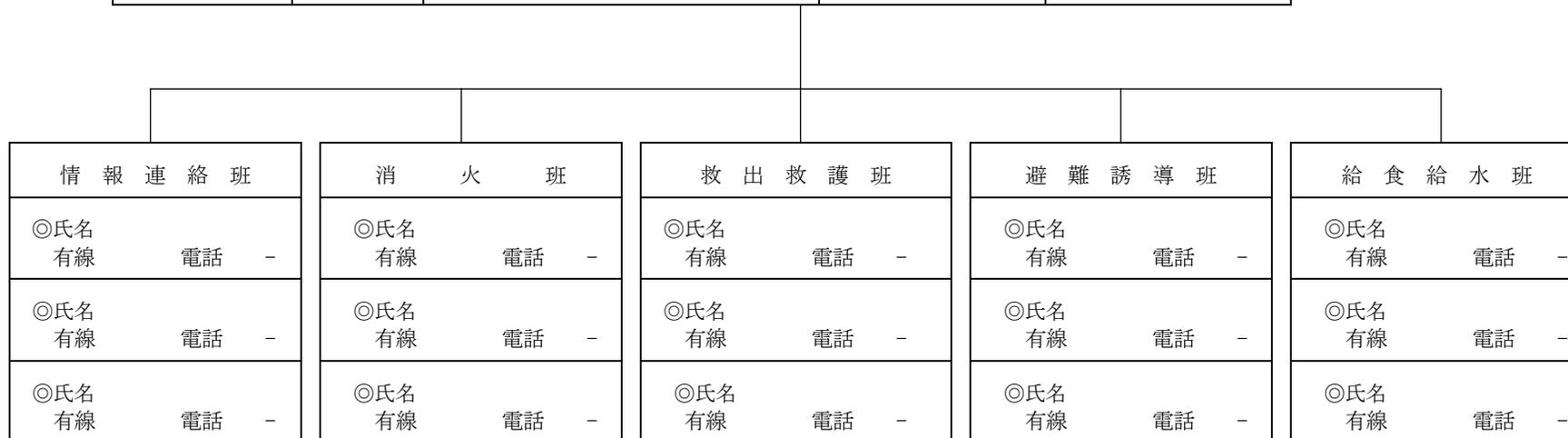
この要綱は、平成8年3月より施行する。

(別紙様式)

町内会防災対策本部組織表

年 月 日 現在

本部長	町内会長		有線	電話 -
副本部長	副町内会長		有線	電話 -



第8節 交通輸送に関する資料

8-1 通行の禁止又は制限についての標示

県の地域防災計画参照

8-2 緊急通行車両の確認事務処理要領

1 秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

(1) 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

(2) 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。

イ 消防・水防その他応急措置に関するもの。

ウ 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。

エ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。

オ 施設及び設備の応急復旧に関するもの。

カ 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。

ク 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

ア 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。

イ 上記ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

(4) 確認事後処理

ア 申請受理

緊急通行車両確認の申出は別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

イ 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

ウ 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により、知事（総合防災課調整・危機管理班）に報告すること。

(5) 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。また保管には十分留意し紛失などないようにすること。

2 秋田県公安委員会が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

(1) 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めて確認した車両をいう。

(2) 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）

ア 災害対策基本法の規定に基づく車両（緊急通行車両）

- ①警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。
- ②消防、水防その他応急措置に従事するもの。
- ③被災者の救護、救助その他保護に従事するもの。
- ④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
- ⑤施設及び設備の応急復旧に従事するもの。
- ⑥清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
- ⑦犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- ⑧緊急輸送の確保に従事するもの。
- ⑨その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。

イ 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）

- ①医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ②医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③患者等輸送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ⑤その他災害応急対策に従事する車両

ウ 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく車両

- ①地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
- ②消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
- ③応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
- ④施設及び設備の整備及び点検に従事するもの
- ⑤犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震被害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
- ⑥緊急輸送の確保に従事するもの。
- ⑦地震災害が発生した場合における食糧、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。
- ⑧その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。

エ 原子力災害対策特別措置法の規定に基づく車両

- ①原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。

- ②放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。
- ③被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
- ④施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。
- ⑤犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。
- ⑥緊急輸送の確保に従事するもの。
- ⑦食糧、医療品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。
- ⑧その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。

オ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく車両

- ①警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。
- ②施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- ③保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。
- ④輸送及び通信に従事するもの。
- ⑤国民の生活の安定に従事するもの。
- ⑥被害の復旧に従事するもの。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部又は交通検問所においても行うことができる。

(4) 確認事務処理

ア 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署において行うこと。

イ 事前届出車両の確認

- ①公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。
- ②公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。
- ③届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。
- ④公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。

ウ 届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認

- ①別紙様式6の緊急通行車両等届出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管理する警察署長に提出させる。
- ②公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査する。

エ 確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付する。

(様式1)

年 月 日		
秋田県知事 殿 秋田県公安委員会		
申請者住所 氏 名 企業の名称		
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書		
つぎのとおり緊急輸送を行いたいので確認うえ証明書を交付してください。		
車 両 番 号		
輸送人員 または品名		
使用者の住所、氏 名		
輸 送 日 時	月 日 出発 月 日 時到	
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地
	主 要 経 由 地	

備考：用紙の大きさは日本工業規格A列5番とする。

(様式2)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		秋田県知事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	()局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙の大きさは日本工業規格A列5番とする。

(様式3)

緊急通行車両の標章は県地域防災計画参照

第9節 派遣・応援に関する資料

9-1 自衛隊の災害派遣

1 救援活動の内容（防衛省防災業務計画より抜粋）

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、火災の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の捜索活動

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索活動を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被害者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省に属する物品の無償貸与及び贈与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力向上可能なものについては火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

2 災害派遣要請文書の様式

(1) 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

	井発第	号	
	年	月	日
秋田県知事	殿		
			井川町長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。			
1	災害の状況及び派遣要請の理由		
	(1) 災害の種類		
	(2) 災害発生の日時	年	月 日 時 分
	(3) 災害発生場所		
	(4) 派遣要請の理由		
2	要請の日時	年	月 日 時 分
2	派遣を必要とする期間		
	年	月	日 時 分から、救助活動に必要とする時間
3	派遣を希望する人員・機材	名	器材
4	派遣を希望する区域及び活動内容		
	(1) 派遣希望区域		
	(2) 活動内容		
5	その他参考事項（判明している事項でよい）		
	(1) 現地において協力し得る団体、人員、器材等の数量及びその状況		
	(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況		
	(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法		
	・連絡責任者	機関名	職・氏名 電話/FAX番号
	・現地対策本部	機関名	職・氏名 電話/FAX番号
	(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）		
	(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事故後速やかに文書を提出すること。		

(2) 自衛隊の撤収要請に関する様式

		井発第	号
		年 月	日
秋田県知事	殿		
		井川町長	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依 頼）			
秋田県井川町の捜索・急需活動に当たっていた災害派遣部隊は、		年 月 日	
時 分をもって撤収するよう、要請くださるようお願いいたします。			

9-2 災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第21普通科連隊長との協定

秋田県知事（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第21普通科連隊長（以下「連隊長」という。）との間に災害派遣に関し、その業務の円滑を期するため、この協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知）

第1条 知事は、自衛隊が行う災害派遣要請が適切に行われるよう配慮するものとする。

（防災関係資料調査に対する協力）

第2条 知事は、防災に関して連隊長が行う防災関係資料調査その他に積極的に協力するものとする。

（防災訓練等に対する参加支援）

第3条 連隊長は、知事等が行う防災訓練には知事の要請により、部隊業務に支障のない限り部隊等に参加させ、これらを支援するものとする。

2 連隊長は、市町村その他が行う防災訓練についても要請があるときは、県と調整の上、前項に準じて可能な範囲で支援するものとする。

（災害発生予想時の連絡）

第4条 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とする災害の発生が予想されるときは、速やかに連隊長に現状と事後の見通し等について情報を提供するものとする。

2 連隊長は、前項の情報にもとづき必要あるときは、県庁に連絡員を派遣し、情報の円滑な収集を図るものとする。

3 知事は、前項による連絡員の業務が円滑に行われるよう便宜を供与するものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、連隊長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じて県職員を当該偵察者に同行させ、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定）

第6条 知事及び連隊長は、災害派遣に関し、現地における県及び部隊の連絡責任者をそれぞれ指定し、相互の円滑な連絡を保つものとする。

（合同連絡所の設置）

第7条 知事は、災害の様相、規模等により必要があるときは、現地に関係機関からなる合同連絡所を設置し、災害応急業務の円滑を期するものとする。

（現地の受け入れ体制）

第8条 知事は、派遣部隊が現地到着後迅速、効率的な業務の遂行を図るためあらかじめ現地関係をして、次の措置を講ずるものとする。

- 1 派遣部隊誘導のための要員を主要地に配置すること。
- 2 実施作業の手順を定め派遣部隊到着後ただちに調整に入れる体制を整えること。
- 3 通信連絡手段の準備及び作業に必要な資器材を整備すること。
- 4 必要に応じ災害地の区域、災害程度を示した地図又略図を準備すること。
- 5 派遣部隊の宿営に伴って必要な施設（光熱、給水通信、衛生等）の設備を整備すること。

第9条 災害派遣のため使用する資材等は、知事又は現地関係者が準備するものとする。

2 前項に備えて知事又は現地関係者は所要地区ごとの資器材等の集積を計画しておくものとする。

3 災害派遣に伴って自衛隊が使用した資器材については「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び贈与等に関する総理府令第1号」（S35. 2. 16改正）によるほか、その都度協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第10条 自衛隊の災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただしその負担区分を定めがたいものについては、その都度協議の上決定するものとする。

1 県、又は派遣先現地機関が負担すべきもの

- (1) 施設の借上料及び送料、光熱料、電話料、水道料、衛生費
- (2) 災害復旧、救援、防疫、医療、給水等に必要な資材、消耗品

2 自衛隊が負担すべきもの

- (1) 部隊等の宿営、給与、装備、器材及び被服等の整備損耗更新
- (2) 災害地への往復輸送に伴う経費
- (3) 人員・物資輸送支援のための車両用燃料等

附 則

締 結 昭和46年1月16日

改 正 昭和50年4月1日

昭和55年1月7日

昭和55年1月7日

秋 田 県 知 事
陸上自衛隊第21普通科連隊長

佐々木 喜久治 印
小 野 晴 男 印

9-3 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的等)

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

2 平成6年12月1日付けで締結した秋田県広域消防相互応援協定は、廃止する。

(大規模災害等)

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動（市町等の消防隊救助隊及び救急隊が自ら又は資機材を利用して行う応援の活動をいう。以下同じ。）を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で、大規模又は特殊なもの
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(代表消防機関及び代行消防機関の設置)

第3条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関を置く。

2 前項の代表消防機関は、秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。

3 代表消防機関に事故がある場合は、当該機関の機能を代行するため代行消防機関を置く。

4 前項の代行消防機関は、秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

(応援隊等の整備)

第4条 市町等は、第2条に規定する大規模災害等が発生した場合において行われる応援活動の要請（以下「応援要請」という。）に備え、応援活動のための出動が可能な消防隊、救助隊及び救急隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材を整備しておくものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援活動に必要な事項を明確にして行うものとする。

2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 要請側の長又は消防長は、応援要請の内容について、速やかに代表消防機関を経由し、秋田県知事に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき、又は特別な事情により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関を経由し要請側の長又は消防長に通知するとともに、秋田県知事に通報するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
 - イ 公務災害補償に要する経費
 - ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
 - エ 車両及び機械器具の修理費
 - オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等
- (2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。
- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食糧費
 - ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
 - エ 化学消火薬剤等の資機材費
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。
- （協定の発効）
- 第10条 この協定は、この協定締結の日から発効する。
- （協議）
- 第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。
- （委任）
- 第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成22年12月22日

秋田市	市長 穂積 志
横手市	市長 五十嵐 忠悦
大館市	市長 小畑 元
由利本荘市	市長 長谷部 誠
北秋田市	市長 津谷 永光
にかほ市	市長 横山 忠長
五城目町	町長 渡邊 彦兵衛
湯沢雄勝広域市町村圏組合	管理者 齊藤 光喜
能代山本広域市町村圏組合	理事会 代表理事 齊藤 滋宣
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者 栗林 次美
鹿角広域行政組合	管理者 児玉 一
男鹿地区消防一部事務組合	管理者 渡部 幸男
湖東地区行政一部事務組合	管理者 齋藤 正寧

9-4 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援に関する応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文章を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目1番1号
秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久
秋田市山王一丁目1番1号
秋 田 市 長 穂 積 志
能代市上町1番3号
能 代 市 長 齊 藤 滋 宣
横手市条里一丁目1番1号
横 手 市 長 五十嵐 忠 悦
大館市字中城20番地
大 館 市 長 小 畑 元
男鹿市船川港船川字泉台66番1
男 鹿 市 長 渡 部 幸 男
湯沢市佐竹町1番1号
湯 沢 市 長 齊 藤 光 喜
鹿角市花輪字荒田47番地1
鹿 角 市 長 児 玉 一
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市長 長谷部 誠
潟上市天王字江川47番地100
潟 上 市 長 石 川 光 男
大仙市大曲花園町1番1号
大 山 市 長 栗 林 次 美

北秋田市花園町19番1号
北秋市長 津谷 永 光
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市長 横山 忠 長
仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
仙北市長 門脇 光 浩
小坂町小坂鉦山字尾樽部37番地2
小坂町長 細越 満
上小阿仁村小沢田字向川原118番地
上小阿仁村長 中田 吉 穂
藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町長 佐々木 文 明
三種町鵜川字岩谷子8番地
三種町長 三浦 正 隆
八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
八峰町長 加藤 和 夫
五城目町西磯ノ目1丁目1番1号
五城目町長 渡邊 彦兵衛
八郎潟町字大道80番地
八郎潟町長 畠山 菊 夫
井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
井川町長 齋藤 正 寧
大潟村字中央1番1号
大潟村長 高橋 浩 人
美郷町土崎字上野乙170番地10
美郷町長 松田 知 己
羽後町西馬音内字中野177番地
羽後町長 大江 尚 征
東成瀬村田子内字仙人下30番地1
東成瀬村長 佐々木 哲 男

9-5 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、井川町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 井川町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 井川町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年12月 6日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
井川町長 齋藤 正寧

9-6 災害時等の自治体支援に関する覚書

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長（以下「甲」という。）と、井川町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種支援に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、井川町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲が乙に対して行う支援体制について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（支援活動の対象）

第2条 支援活動の対象とする事象は、次のとおりとする。

- 一 異常な天然現象による障害の早期の除去が必要な場合
（例）・竜巻、突風による広範囲な施設被害・豪雨、豪雪による交通障害・内水による道路冠水、住宅浸水
- 二 環境への重大な影響の発生抑止が必要な場合
（例）・多量な油や、有毒物質等の流出・家畜、野生動物の感染症対応
- 三 公共施設の復旧が緊急を要する場合
（例）・堤防の決壊、大規模な道路の路面陥没の発生・橋梁、トンネルの崩落
- 四 甲が保有する災害対策機械を活用した人命救助等が必要な場合
（例）・夜間における被災者の救助活動への照明車の活用

（支援活動の内容）

第3条 支援活動の内容は、甲が保有する災害対策車両の貸し付け及操作員の派遣、復旧資材の貸し付けを行うものとする。

なお、甲が支援をするにあたり、乙は現場での円滑な支援が行えるよう協力するものとする。

（支援活動の開始）

第4条 乙が甲に要請したとき、または甲が乙に打診し乙が受諾したときをもって、可及的速やかに支援活動を開始するものとする。

ただし、甲が優先して実施すべき活動が他にある場合（国の管理施設が被災している場合や、他に優先して支援をすべき地方公共団体がある場合等）、または、甲が実施することが合理的と認められない場合においてはこの限りではない。

連絡方法については、別添に示す「連絡体制」及び「緊急連絡先」に基づくこととする。

（費用負担）

第5条 支援に要する費用は、乙の負担とする。ただし、別に定める場合及び合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は、本覚書に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成27年 7月10日

甲 秋田市山王一丁目10-29

国土交通省 東北地方整備局

秋田河川国道事務所長

渡 邊 政 義

乙 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1

井 川 町 長

齋 藤 多 聞

9-7 臨時ヘリポート設定基準

- 1 離着陸（発着）のため必要最小限の地籍
県地域防災計画を参照
- 2 地表面
 - (1) 舗装された場所が最も望ましい。
 - (2) グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)
 - (2) 草地の場合は硬質低草地であること。
- 3 着陸点
着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。
県地域防災計画を参照
- 4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、又は旗を立てる。
 - (1) 布製
 - (2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度
県地域防災計画を参照
- 5 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- 6 電話等、通信手段の利用が可能であること。

9-8 救難用ヘリポート設置場所

整理 番号	設置場所	所在地	施設規模			広さ (巾×長)	備考
			大型	中型	小型		
1	井内グランド	井川町井内字菅生沢160			○	1,500	
2	井川町民野球場	〃 坂本字山崎19	○			9,500	
3	義務教育学校グランド	〃 坂本字山崎38	○			9,000	ドクターヘリ臨時 離着陸場兼務
4	旧小学校グランド	〃 坂本字三嶽下170			○	3,600	
5	浜井川グランド	〃 浜井川字家の東425-2		○		5,000	ドクターヘリ臨時 離着陸場兼務
6	今戸運動広場	〃 今戸字オマキ47-1			○	1,800	ドクターヘリ臨時 離着陸場兼務
7	山村広場	〃 赤沢字地獄沢地内	○			4,000	ドクターヘリ臨時 離着陸場兼務

9-9 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

1 遭難者捜索救助要請

遭難者がでた場合、町又は消防事務に関する一部事務組合の長が、様式1の「秋田県消防防災航空出動要請書」を次の要件を考慮し、要請する。なお、先に県消防防災航空隊に電話にて一報をファックスで詳細を報告する。

- (1) 緊急性：緊急に活動を行わなければ住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれが生ずる場合等差し迫った必要性があること。
- (2) 公共性：地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。
- (3) 非代替性：既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合航空機以外に適切な手段がないこと。

2 消防防災ヘリの主な用途

緊急運行は上記(1)の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資・医療品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

3 「防災ヘリ」の市町村の受け入れ体制

緊急運行を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火用資材、水利の確保

(4) その他必要な資材

4 ヘリの運行

1年365日の通年運航とするが、飛行時間帯は午前8時30分から午後5時15分までとする。但し緊急運航の場合は日の出から日没までとする。なお、夜間の救急搬送については、昼間運航時間内に出勤の要請があったものに限定して実施するが、積雪時は中止とする。

秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び指名並びに連絡方法
- (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市長等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書（平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、秋田県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、秋田県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

秋田県	知事	寺田典城
秋田市	市長	石川錬治郎
五城目町	町長	佐藤邦夫
鹿角広域行政組合	管理者	杉江宗祐
大館周辺広域市町村圏組合	管理者	小畑元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者	金田陽太郎
二ッ井町藤里町消防一部事務組合	管理者	丸岡一直
能代地区消防一部事務組合	管理者	宮腰洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者	石井洋佑
湖東地区行政一部事務組合	管理者	北嶋義則
男鹿地区消防一部事務組合	管理者	佐藤一誠
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者	大山博美
本荘地区消防事務組合	管理者	柳田弘
仁賀保地区消防組合	管理者	巴徳雄
矢島地区消防組合	管理者	佐藤清圓
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者	高橋司
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事	五十嵐忠悦
湯沢雄勝広域市町村圏組合	理事会代表理事	二坂信邦

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 F A X
1 要 請 機 関 名	電話	発信者
2 災 害 種 別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他	
3 要 請 内 容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他()	
4 発 生 場 所 (発 生 時 間) (事 故 概 要) (目 標) (離 着 陸 場 所)	市・町・村 番地	
	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
5 気 象 条 件 (現 場)	視程 m 天候 雲量 (高 m)風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)	
6 現 地 指 揮 者	所属・職名・氏名	
7 通 信 手 段 (現 場)	無線種別(全国波・県波・市町村波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)	
8 傷 病 者 等	氏名	年齢 歳 性別 男・女
9 傷 病 名 ・ 症 状		
10 傷 病 者 搬 送 (着 陸 場 所 等)	出 動 先 所 在 地 及 び 目 標 (病 院 名)	搬 送 先 所 在 地 及 び 目 標 (病 院 名)
11 要 請 日 時	年 月 日(曜日) 時 分	
12 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名	機数 機

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日(曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※その他の特記事項	

航空隊担当者	
--------	--

緊急活動速報

年 月 日現在

要請活動種別	(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)偵察	(5)その他
要請者					
発生場所					
発生日時 (要請日時)	[年 月 日()	:	天候()		
	[年 月 日()	:	天候()		
事故概要					
死傷者等	死者(性別・年齢)	計	名	負傷者	名
	行方不明		名	うち重症	名
				中等症	名
				軽症	名
要救護者数 (見込み)			名	救助人員	名
活動の状況					
その他参考事項					
報告者指名		活動従事者名			

9-10 秋田県災害対策現地派遣班による情報収集活動マニュアル

1 マニュアルの趣旨

(1) マニュアル作成の背景と目的

大規模災害が発生した場合、市町村には県や国の各部署やマスコミなどから多くの問い合わせなどが寄せられる。市町村では、これらの対応に多くの人員・時間が割かれ、特に職員数の少ない市町村では、これによる災害対策活動への影響を危惧しており、「県が職員を派遣し、自ら情報収集・共有する仕組みづくり」を要請している。このため、県では、大規模災害が発生した市町村の庁舎内に「秋田県災害対策現地派遣班（以下「現地派遣班」という。）」を派遣し、県と市町村との連絡窓口を一本化して情報収集する体制を整えることとし、その円滑な実施のためのマニュアルとして、現地派遣班の体制の目安、活動内容、派遣手順などを示すことにより、県・市町村双方の適切な災害対策活動に資することを目的とする。

(2) マニュアルの位置付け

このマニュアルは、秋田県地域防災計画に規定する「秋田県災害対策現地派遣班」による活動の運用マニュアルと位置付ける。

また、秋田県地域防災計画の対象とならない事案（武力攻撃事態及び危機管理事案）が発生した場合も、このマニュアルに準じた体制を執ることができるものとする。

2 派遣の要件

現地派遣班は、次のいずれかに該当する場合に派遣するものとする。

(1) 管内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は大津波警報が発表された場合

(2) 次のいずれかに該当し、地域振興局長が必要と認めた場合

ア 市町村に災害対策本部等が設置された場合

イ 市町村から県に対する被害報告等が円滑に行われない事態となった場合

ウ 市町村から派遣要請があった場合

3 現地派遣班の体制

(1) 体制の目安

現地派遣班を構成する人数、派遣する職員の所属、派遣期間などは、災害の状況や規模等によって異なり、一律な体制を示すことはできないが、おおよその目安は次のとおりとする。

【 現地派遣班の体制の目安 】

項目体制

派遣職員数 ○2名程度

派遣職員 ○派遣先市町村を管轄する地域振興局管内に勤務する地方機関の職員

※当該地域振興局管内で職員を確保できない場合は、近隣の地域振興局又は本庁の関係各課（以下「近隣振興局等」という。）に勤務する職員

派遣期間 ○始期：派遣職員の移動時の安全を確認後速やかに

○終期：避難や救助等の災害応急対策が終了するまで

その他 ○長期化する場合は交代要員を派遣し、体制を維持

(2) 夜間・休日における派遣候補職員の指定

地域振興局長は、夜間・休日に派遣を開始する場合の派遣候補職員を、次によりあらかじめ指定するものとする。

ア 派遣候補職員数：1市町村当たり5名程度

イ 派遣候補職員：管轄する地域振興局管内に勤務する地方機関の職員で、派遣先の市町村庁舎まで数km以内（該当職員がいない場合はできるだけ近い場所）に居住する職員

4 派遣の手順

(1) 派遣の決定

ア 地域振興局長は、管内において第2の②に該当する場合、現地派遣班の派遣に関する次の事項その他必要な事項を検討し、派遣の要否を決定するものとする。

【 派遣に関する検討事項 】

検討事項 検討にあたって考慮する事項

派遣の必要性

- ・当該市町村の被害状況
- ・当該市町村からの被害報告の状況

派遣職員の確保

- ・地域災害対策部等の活動状況
- ・他の市町村の被害の状況

イ 地域振興局長は、管内において第2の①に規定する災害等を覚知した場合又は上記(1)において派遣が必要と判断した場合は、第3の1に規定する「現地派遣班の体制の目安」を参考に、速やかに派遣体制を決定し、職員を派遣するものとする。

(2) 派遣職員の決定等

ア 上記1で派遣する職員は、派遣開始時期等に応じて次により決定するものとする。

① 夜間・休日に派遣を開始する場合は、地域防災監が第3の2で指定した派遣候補職員の所在地や安否等を確認したうえで、当該候補職員の中から地域振興局長が決定する。

② 上記以外の場合、地域振興局長は、管内に勤務する地方機関の職員の中から派遣職員を決定するが、管内から派遣職員を確保できない場合には、近隣振興局等からの派遣について、危機管理監に協議する。

③ 危機管理監は、近隣振興局等からの派遣が必要と判断した場合には、関係所属長に協力を要請し、要請を受けた所属長は、特段の事情がない限り協力する。

イ 上記(1)にかかわらず、派遣候補職員は、夜間・休日において、自らが指定されている市町村への第2の①に規定する災害等を覚知し、かつ通信の途絶等により地域防災監との連絡が困難なときは、可能な限り指定された市町村に自ら赴き、派遣職員として活動を開始するものとする。この場合、派遣職員は、十分に安全を確認したうえで、市町村庁舎への移動や移動後の活動を行うものとする。

(3) 派遣等の連絡

ア 地域振興局長は、上記2の(2)の場合を除き、派遣を決定したときは、次により関係機関等に口頭で連絡するものとする。

【 派遣の連絡 】

連絡先 連絡内容

当該市町村長

- ・現地派遣班による情報収集体制を執ること
- ・派遣体制（派遣職員の所属及び氏名、派遣期間、活動時間等をいう。以下同じ。）
- ・その他必要な事項

県災害対策本部又はこれに準ずる組織（これらが設置されていない場合は危機管理監）

- ・現地派遣班による情報収集体制を執ること
- ・派遣体制
- ・現地派遣班の連絡先
- ・その他必要な事項

派遣職員及びその所属長

- ・派遣することとしたこと
- ・派遣体制
- ・現地派遣班の連絡先
- ・その他必要な事項

イ 上記の連絡を受けた県災害対策本部又はこれに準ずる組織（これらが設置されていない場合は危機管理監）は、その内容を速やかに県の各課所長に連絡するものとする。

(4) 派遣前の確認事項

地域振興局長は、上記2の(2)の場合を除き、現地派遣班を派遣するにあたっては、派遣職員に対し、次の事項を事前に確認させたうえで派遣するものとする。

【 派遣前に確認すべき事項 】

- 被害の状況
- 県、市町村その他関係機関の対応の状況
- 今後の見通し
- 現地派遣班の業務内容
- 派遣職員相互の役割分担（派遣職員が複数の場合）
- その他必要な事項

5 現地派遣班による情報収集活動等

(1) 現地派遣班が収集する情報

現地派遣班が収集する情報は、次のとおりとする。

【 現地派遣班が収集する情報 】

- 警戒体制・・・体制の種別及び統括者、設置・改廃日時等
- 人的被害の状況・・・被害者の住所地・年齢・性別等、被害の原因、被害の程度等
- 建物被害の状況・・・場所、被害の状態・程度等
- 崖崩れ等・・・場所、被害の状態・程度等
- 住民の避難の状況・・・避難の種別、発令(解除)日時、対象地区、避難先、世帯数及び人数等
- 交通・ライフラインの状況（道路の通行規制、停電、断水、ガス供給停止、電話不通等）
・・・規制開始(解除)日時、対象区間(地区)、対象戸数等
- 危機管理監又は地域振興局長（以下「危機管理監等」という。）が特に必要と認めた事項

(2) 現地派遣班による情報収集活動の流れ

ア 現地派遣班は、市町村内で共有されている情報を積極的に収集し、県災害対策本部又はこれに準ずる組織（以下「県災害対策本部等」という。）及び県地域災害対策部又はこれに準ずる組織（以下「地域災害対策部等」という。）に報告するものとする。

イ 報告にあたっては、「県に報告すること」について市町村と確認のうえで報告することを原則とする。ただし、次に掲げる情報については、現実性の低い情報であっても速やかに県災害対策本部等及び地域災害対策部等（以下「県本部等」という。）に報告するとともに、市町村に対し速やかな事実確認や報告を要請するものとする。

- ①被害規模に大きな影響を及ぼすと思われる甚大な被害情報
- ②県民への速やかな情報提供が必要となる避難指示等の情報
- ③その他、危機管理監等から指示があった情報

ウ 県本部等は、現地派遣班から報告があった情報を、必要に応じて関係各課所に提供するものとする。

(3) 県から市町村に照会する場合

ア 県本部等は、被害情報等を市町村に照会する場合は、直接市町村に照会せず、現地派遣班を通じて行うものとする。

イ 県の関係各課所が被害情報等を市町村に照会する場合も同様とするが、現地派遣班への照会は、県本部等を通じて行うものとする。

(4) 情報収集等以外の業務

現地派遣班は、上記の業務に加え、次の業務を行うものとする。

- ア 県から市町村への助言等の伝達
- イ 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整
- ウ その他危機管理監等が指示する業務

(5) 県の各課所の対応

現地派遣班が派遣された場合、県の各課所は、本マニュアルにのっとり被害情報等を収集する。

9-11 その他災害に関する協定について

番号	協定名	協定先	協定締結日	連絡先
1	災害時の協力に関する協定書	東北電力株式会社 秋田営業所	H24. 8. 1	TEL884-3313 FAX833-0150
2	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店	H25. 7. 29	TEL839-3290 FAX839-0730
3	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社 秋田支店	H21. 10. 1	TEL836-8645・ 883-4110
4	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田 県LPガス協会	H26. 11. 27	TEL862-4918 FAX862-4469
5	井川町における災害協力に関する協定	株式会社秋田銀行	H25. 8. 27	TEL852-3120
6	井川町における災害協力に関する協定	株式会社北都銀行	H25. 9. 26	TEL877-2008
7	井川町と秋田中央郵便局及び井川町内郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定	秋田中央郵便局 下井河郵便局 上井河郵便局	H25. 12. 19	TEL862-1991 TEL874-2551 TEL874-2550
8	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	H28. 5. 18	TEL846-3670
9	災害時相互応援に関する協定書	茨城県筑西市	H28. 12. 14	TEL0296-24-2111
10	災害時における物資の供給に関する協定書	スーパーセンター アマノ	H30. 2. 22	TEL874-4222
11	井川町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	秋田中央郵便局 下井川郵便局 上井川郵便局	R1. 10. 30	TEL823-0911 TEL874-2551 TEL874-2550
12	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	H31. 3. 27	TEL03-3898-6763
13	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	井川生コン株式会社	H31. 4. 10	TEL018-874-2131 FAX018-874-2133
14	福祉避難所の確保に関する協定書	特別養護老人ホーム みさくら苑	R2. 1. 1	TEL018-855-6123

第10節 雪害予防に関する資料

10-1 井川町除雪計画

この計画は、積雪期における住民の生活基盤と地域の産業経済活動を守るため、地域住民の積極的な協力を得るとともに道路交通の確保を目的とした除雪作業の円滑な実施を図ることを目的とする。

1 除雪基本方針

- (1) 初期除雪を完全に実施する。
- (2) 通園、通学路は優先して実施するよう努める。
- (3) 踏切の通行は十分注意し、事故防止に努める。
- (4) 除雪状況等を判断し、住宅地域での排雪を行う。
- (5) 除雪に対する地域住民の理解を得るためのPRを行う。
- (6) 業者委託を中心とした除雪計画をたてる。

2 道路交通の確保

- (1) 町道認定路線を中心に除雪する。
- (2) 町道で、通勤、通学路、生活関連道路、公共用建造物周囲を完全に除雪する。

3 除雪作業

- (1) 平均時の除雪作業
 - ア バス路線及び通勤路、通学路の除雪は早朝とし、通勤、通学時には完了するものとする。
- (2) 除雪車両について
 - ア 除雪車両は業者の委託による。なお、車検整備したものとする。
- (3) 除雪作業の確認
 - ア 作業中又は作業後、除雪状況並びに道路又は付属物等に破損がなかったかパトロールを行う。
- (4) 豪雪時における道路確保
 - ア 情報の収集及び関係機関との連絡の強化
 - イ 除雪者及びオペレーターの増強
 - ウ 除雪実施機関の強化
 - エ 豪雪により雪害対策本部を設置した場合は、速やかに本部の指揮に入る。

10-2 除雪機械配置計画

種別 形態	ハンドガ イド	ドーザー	ロータリー	融雪剤散布 車	ローダー	オペレーター
直 営	—	—	—	—	—	—
委 託	1	2	1	1	17	29

10-3 県道関係（秋田土木事務所の除雪計画）

路 線 名	区 間	備 考
北ノ又ー井川線	浜井川ー大 台	
久保ー秋田線	赤 沢ー麓 田	

10-3 除雪路線表

(平成26年11月1日現在)

路線番号	路線名	起点	終点	延長	幅員	摘要
101	今戸湖東線	今戸字縄手添125-1	今戸字家の後240	1834	3.7～ 12.2	
102	新屋敷大川線	浜井川字中堰5	今戸字道下瀉端189-1	2277	4.0～ 12.5	
103	田中湖東線	浜井川字杉ノ実165-1	浜井川字杉ノ実193	1417	8.3～ 14.0	
104	湖東線	今戸字干瀉214	浜井川字瀉端1	2436	6.8～ 8.3	路線一部 除雪
124	今戸3号線	今戸字家の後76	今戸字家の後83-2	196	3.8～ 10.3	
125	小谷地線	今戸字小谷地92-1	今戸字小谷地41	191	4.0～ 6.8	路線一部 除雪
126	今戸4号線	今戸字寺の内61	今戸字小谷地22-1	150	3.6～ 4.3	
127	今戸5号線	今戸字寺の内80-1	今戸字小谷地57	287	4.0～ 5.9	
128	今戸6号線	今戸字寺の内34-1	今戸字寺の内122-2	406	3.7～ 9.8	
130	今戸小今戸線	今戸字縄手添77	今戸字カチ田92-1	921	2.5～ 4.5	
131	今戸8号線	今戸字縄手添62	今戸字縄手添42	218	4.0～ 4.8	
132	今戸9号線	今戸字ヲマキ59-1	今戸字ヲマキ17	103	1.9～ 3.8	
133	今戸10号線	今戸字ヲマキ35-1	今戸字ヲマキ99-1	255	3.8～ 6.2	
134	今戸11号線	今戸字ヲマキ24	今戸字ヲマキ66-1	117	4.0～ 7.3	
135	今戸12号線	今戸字家の後17-2	今戸字家の後67	181	4.0～ 7.4	
136	今戸13号線	今戸字家の後89	今戸字家の後130	115	4.0～ 5.9	
137	今戸14号線	今戸字狐川86	今戸字家の後279	360	4.1～ 8.9	
138	狐川線	今戸字小今戸194-1	今戸字狐川31	270	5.0～ 7.7	路線一部 除雪
140	狐川湖東線	今戸字小今戸212	今戸字小今戸240	567	5.0～ 10.0	
141	小今戸1号線	今戸字小今戸182	今戸字小今戸65	120	3.5～ 5.5	路線一部 除雪
142	小今戸湖東線	今戸字小今戸7	今戸字小今戸116	150	3.8～ 8.8	路線一部 除雪

143	小今戸堤防線	今戸字カチ田11-1	今戸字小今戸116	1253	3.0~ 8.0	
144	小今戸2号線	今戸字カチ田3-2	今戸字カチ田3-25	63	2.7~ 2.7	
145	小今戸3号線	今戸字カチ田167-4	今戸字カチ田246-1	161	4.0~ 10.0	
146	小今戸4号線	今戸字カチ田236-3	今戸字カチ田252	114	8.0~ 10.5	
147	小今戸5号線	今戸字イナリデン8-1	今戸字イナリデン4-2	60	3.8~ 10.0	路線一部 除雪
148	小今戸6号線	今戸字カチ田141	今戸字カチ田43	388	2.8~ 15.5	
149	小今戸7号線	今戸字カチ田261	今戸字カチ田151-1	310	3.0~ 4.0	路線一部 除雪
150	小今戸8号線	今戸字カチ田213-1	今戸字カチ田151-1	214	5.9~ 10.3	
151	小今戸9号線	今戸字カチ田57-1	今戸字カチ田94-1	328	4.1~ 7.3	
152	新屋敷堤防線	浜井川字州崎138-1	浜井川字州崎379	50	2.9~ 9.5	路線一部 除雪
153	新屋敷湖東線	浜井川字苗代堰27	浜井川字追廻183	280	5.5~ 11.5	路線一部 除雪
154	新屋敷1号線	浜井川字苗代堰54	浜井川字苗代堰66	208	2.9~ 12.0	
155	新屋敷2号線	浜井川字州崎138-1	浜井川字苗代堰54	131	4.8~ 10.5	
156	新屋敷3号線	浜井川字州崎142-1	浜井川字州崎140	54	2.2~ 4.0	
157	新屋敷4号線	浜井川字州崎119-3	浜井川字苗代堰6-1	496	3.9~ 16.5	
158	新屋敷5号線	浜井川字州崎130	浜井川字州崎128	54	2.0~ 4.6	
159	新屋敷6号線	浜井川字州崎146-1	浜井川字州崎127-3	125	3.8~ 5.0	
160	新屋敷7号線	浜井川字追廻5-1	浜井川字追廻4	40	3.0~ 5.9	路線一部 除雪
161	新屋敷8号線	浜井川字中堰143-1	浜井川字中堰1-13	112	4.5~ 8.0	
162	新屋敷9号線	浜井川字新堰140-1	浜井川字苗代堰21	432	4.8~ 9.8	
163	新屋敷10号線	浜井川字追廻62	浜井川字追廻168-1	155	4.8~ 6.1	
165	小今戸10号線	今戸字小今戸10	今戸字小今戸19	56	3.0~ 4.1	
166	湖東2号線	今戸字大関尻下片端131-1	今戸字大関尻下片端117-1	276	7.0~ 7.0	
167	小今戸11号線	今戸字カチ田247	今戸字カチ田226	191	4.0~	

			-1		4.5	
201	今戸海老沢線	今戸字寺の内6-1	北川尻字新坂23-2	1699	5.0~ 26.0	
202	下村谷地中線	北川尻字下村17-2	北川尻字海老沢道下205	1590	5.0~ 9.0	
204	天神新聞線	黒坪字天神39	黒坪字新聞1-7	1849	4.0~ 23.2	
205	大麦井内線	施田字柳町14	井内字杉ヶ崎54	2942	4.9~ 26.0	
211	上村1号線	北川尻字上村宅地82-1	北川尻字上田面六六100	385	3.8~ 12.5	
212	大倉小泉線	八田大倉字古堂85-4	黒坪字小泉37-1	1107	3.8~ 8.4	
221	小今戸新坂線	北川尻字海老沢村40	北川尻字海老沢村44	1570	15.0~ 31.0	路線一部 除雪
222	街道1号線	北川尻字海老沢巡り34	北川尻字海老沢樋ノ口144	262	3.9~ 4.8	
223	街道2号線	北川尻字海老沢樋ノ口97-20	北川尻字海老沢樋ノ口174-1	95	3.1~ 5.6	
225	街道4号線	北川尻字海老沢樋ノ口72-1	北川尻字海老沢樋ノ口131	107	4.1~ 5.1	
226	街道海老沢線	北川尻字海老沢樋ノ口79-2	北川尻字海老沢樋ノ口108	380	6.5~ 7.8	路線一部 除雪
227	下田面替場線	北川尻字海老沢樋ノ口84	北川尻字下田面替場140	786	5.0~ 5.5	
228	上村2号線	北川尻字下田面替場1	北川尻字上田面六六33	60	3.6~ 13.0	路線一部 除雪
229	上村3号線	北川尻字上村宅地112-1	北川尻字上村宅地113	72	2.6~ 3.1	
230	上村4号線	北川尻字上村宅地90-1	北川尻字上村宅地119-2	83	4.0~ 6.3	
231	上村5号線	北川尻字上村宅地75-2	北川尻字上村宅地72	92	2.0~ 3.4	
232	上村6号線	北川尻字上村宅地76	北川尻字上村宅地68	45	3.2~ 4.4	
233	坂本1号線	坂本字四百刈56-1	坂本字四百刈57	51	4.0~ 7.0	
234	街道上村2号線	北川尻字海老沢樋ノ口58	北川尻字上田面六六30	360	2.5~ 9.7	路線一部 除雪
237	海老沢3号線	北川尻字海老沢村168-1	北川尻字海老沢村207	130	2.5~ 3.4	路線一部 除雪
238	海老沢10号線	北川尻字海老沢村191	北川尻字海老沢村191	67	2.5~ 3.0	
239	海老沢11号線	北川尻字海老沢村95	北川尻字海老沢村181	81	3.0~ 4.4	
240	海老沢9号線	北川尻字海老沢村57-1	北川尻字海老沢村57-3	48	3.0~ 3.3	

241	海老沢 2 号線	北川尻字海老沢後 43-1	北川尻字海老沢 後1	517	3.8～ 11.0	
242	海老沢 8 号線	北川尻字海老沢村 40	北川尻字海老沢 村44	72	2.8～ 2.8	
243	海老沢 7 号線	北川尻字海老沢村 56	北川尻字海老沢 村34	123	3.4～ 4.0	
244	海老沢 1 号線	北川尻字海老沢村 48	北川尻字海老沢 土社48	556	4.5～ 8.5	
245	海老沢 6 号線	北川尻字海老沢村 22-1	北川尻字海老沢 村18	93	3.1～ 3.2	
246	海老沢 5 号線	北川尻字海老沢村 12	北川尻字海老沢 村12	43	2.8～ 2.8	
247	海老沢 4 号線	北川尻字海老沢村 76-2	北川尻字海老沢 村8-1	149	3.9～ 5.9	
248	海老沢新聞線	北川尻字海老沢村 6-1	北川尻字海老沢 土社154	686	4.0～ 10.0	
249	新聞 1 号線	黒坪字新聞65	黒坪字新聞263	260	2.5～ 7.5	路線一部 除雪
250	新聞 8 号線	黒坪字新聞36	黒坪字新聞43-2	178	3.0～ 6.0	
251	新聞 7 号線	黒坪字新聞190-1	黒坪字新聞37	158	1.5～ 4.9	
254	新聞 3 号線	黒坪字新聞33-3	黒坪字新聞19-7	122	4.0～ 9.0	
255	新聞 2 号線	黒坪字新聞34-3	黒坪字新聞45	211	4.0～ 5.7	
256	新聞 4 号線	黒坪字新聞33-9	黒坪字新聞33-7	77	4.0～ 4.3	
258	小泉 2 号線	黒坪字小泉36-1	黒坪字小泉71-3	185	4.0～ 6.2	
259	小泉 3 号線	黒坪字小泉45	黒坪字小泉149	275	3.9～ 7.9	
261	新坂線	北川尻字新坂19- 2	宇治木字田面24 -1	1520	18.0～ 28.0	
262	保野子 1 号線	坂本字山崎11-1	保野子字堀合20 -3	279	3.4～ 8.2	
263	大倉 1 号線	八田大倉字古堂24 -5	八田大倉字縄手 内44-2	301	4.0～ 6.2	
264	大倉 2 号線	八田大倉字古堂31	八田大倉字古堂 54-6	144	4.0～ 10.8	
266	八幡 1 号線	八田大倉字八幡7 -38	八田大倉字八田 縄手内178	478	4.0～ 10.0	
267	長表線	八田大倉字八田縄 手内91-1	八田大倉字河原1 -1	277	4.5～ 6.3	
268	大倉字治木線	八田大倉字縄手内 1	宇治木字前田面 93	420	12.0～ 22.7	
270	宇治木 3 号線	宇治木字宇治木沢	宇治木字宇治木	760	2.2～	

		117-1	沢56-3		3.5	
271	小泉5号線	黒坪字小泉41	黒坪字小泉42	64	3.0~ 4.0	
272	小泉1号線	黒坪字越雄46	黒坪字小泉18	120	3.9~ 6.7	
273	宇治木1号線	黒坪字小泉28-3	宇治木字宇治木 沢118-112	200	3.6~ 8.3	路線一部 除雪
274	宇治木2号線	黒坪字小泉50	黒坪字小泉22-1	194	3.7~ 6.0	
275	宇治木4号線	宇治木字宇治木沢 54	宇治木字宇治木 沢155	65	3.4~ 8.6	
276	宇治木5号線	宇治木字宇治木43	宇治木字宇治木 51	204	3.8~ 6.5	
277	宇治木6号線	宇治木字宇治木51 -4	宇治木字宇治木 50	66	3.3~ 3.5	
278	宇治木7号線	宇治木字宇治木沢 47-2	宇治木字宇治木 沢24-1	118	3.0~ 4.6	
280	施田館岡2号線	施田字響田152	施田字羽根田71 -2	341	2.0~ 3.4	
281	施田館岡1号線	施田字響田46-2	施田字羽根田64	464	2.3~ 6.6	
282	天神・施田線	施田字響田144	施田字響田46-2	366	2.8~ 4.9	
283	大麦1号線	大麦字諏訪前7	大麦字樋の口56	74	4.0~ 7.5	
284	大麦2号線	大麦字向村130	大麦字向村22-3	285	6.5~ 31.0	
286	大麦4号線	大麦字向村24-1	大麦字向村32	244	1.5~ 7.8	
287	大麦5号線	大麦字向村103-1	大麦字向村22-1	125	2.6~ 5.4	
288	大麦6号線	大麦字井戸尻21- 1	大麦字井戸尻21 -3	61	2.6~ 7.1	
289	大麦7号線	大麦字沖田7	大麦字沖田1-2	105	2.6~ 4.0	
290	仲台大麦線	大麦字塚台14-6	大麦字沖田30-1	230	2.5~ 5.0	路線一部 除雪
291	井内4号線	井内字杉ヶ崎32	井内字杉ヶ崎91 -1	134	4.2~ 5.0	
292	井内5号線	井内字杉ヶ崎137	井内字杉ヶ崎109 -1	195	4.2~ 6.0	
293	井内6号線	井内字杉ヶ崎128	井内字杉ヶ崎121	183	3.9~ 6.1	
294	井内堤防線	井内字向田76-1	井内字杉ヶ崎119	600	2.5~ 11.0	路線一部 除雪
295	菅生沢線	井内字菅生沢98- 2	井内字菅生沢12 -3	300	2.6~ 5.6	路線一部 除雪

296	井内3号線	井内字杉ヶ崎6	井内字杉ヶ崎94	177	4.0～ 12.9	
297	井内2号線	井内字杉ヶ崎14	井内字杉ヶ崎26 -2	85	4.0～ 6.1	
298	井内7号線	井内字向田26	井内字向田145- 7	159	4.2～ 8.5	
299	井内8号線	井内字向田32-1	井内字向田24-1	440	4.0～ 11.5	
300	井内10号線	井内字向田35-2	井内字菅生沢144 -2	125	1.9～ 10.8	
301	井内11号線	井内字向田45	井内字菅生沢113 -1	170	2.0～ 6.3	路線一部 除雪
302	井内9号線	井内字向田5-5	井内字向田5-4	106	4.5～ 10.0	
303	寺沢1号線	庵田字中ノ目22- 1	庵田字中ノ目5- 1	128	4.0～ 5.8	
304	街道住宅1号線	北川尻字下田面八 十刈69-6	北川尻字下田面 八十刈204-2	151	7.0～ 10.5	
305	街道住宅2号線	北川尻字下田面八 十刈69-14	北川尻字下田面 八十刈204-10	150	7.0～ 10.0	
306	街道住宅3号線	北川尻字下田面八 十刈69-22	北川尻字下田面 八十刈199	151	7.0～ 10.0	
307	街道住宅4号線	北川尻字下田面八 十刈108	北川尻字下田面 八十刈201	195	4.0～ 4.0	
308	新間9号線	北川尻字海老沢上 谷地262-1	北川尻字海老沢 上谷地256	106	5.0～ 5.2	
309	街道団地5号線	北川尻字海老沢樋 ノ口166-1	北川尻字海老沢 樋ノ口167-1	152	7.0～ 10.0	
310	街道12号線	北川尻字海老沢樋 ノ口121-1	北川尻字海老沢 樋ノ口121-1	173	7.5～ 12.3	
311	館岡2号線	庵田字羽根田201 -1	庵田字羽根田184	94	3.8～ 5.4	
312	大台3号線	井内字森合65-1	井内字小菅生沢 62-1	228	7.0～ 21.7	
401	田中1号線	浜井川字新堰24- 1	浜井川字新堰64 -10	202	8.5～ 16.5	
402	羽立1号線	浜井川字喜兵堰10 -1	浜井川字喜兵堰 175	214	9.0～ 12.0	
403	田中飛塚線	浜井川字家の東 106	坂本字下谷地26 -1	1262	8.5～ 12.3	
404	坂本井内線	井内字屋布合158 -2	坂本字飛塚68-1	3876	6.8～ 22.0	路線一部 除雪
405	今戸飯田川線	今戸字新堰37-7	浜井川字家の東 133-5	2419	4.5～ 17.0	路線一部 除雪
406	坂本・新間線	坂本字妹谷地14- 2	黒坪字新間218	2700	7.5～ 29.0	
411	下村小竹花線	北川尻字中村5-3	小竹花字道端9-	375	5.5～	

			1		12.3	
423	街道5号線	今戸字カチ田16-1	今戸字カチ田3-1	87	2.5~ 4.6	
424	田中2号線	浜井川字家の東27-1	浜井川字家の東8-1	124	5.5~ 8.5	
425	田中3号線	浜井川字家の東7-1	浜井川字家の東1	153	3.4~ 6.2	
426	田中4号線	浜井川字新堰20-1	浜井川字新堰69	153	3.1~ 4.5	
427	羽立2号線	浜井川字ヒル子69	浜井川字喜兵堰173-1	460	5.2~ 8.0	
428	羽立3号線	浜井川字ヒル子20	浜井川字ヒル子55	68	4.0~ 5.5	
429	羽立4号線	浜井川字喜兵堰33	浜井川字喜兵堰36	78	2.5~ 4.6	
430	羽立8号線	浜井川字家の東170	浜井川字家の東133-45	254	5.0~ 9.3	
431	羽立9号線	浜井川字家の東133-7	浜井川字家の東133-33	77	4.0~ 5.2	
432	羽立7号線	浜井川字家の東133-7	浜井川字家の東133-19	206	3.8~ 5.3	
433	羽立10号線	浜井川字家の東133-14	浜井川字家の東133-40	78	3.9~ 5.6	
434	羽立6号線	浜井川字家の東497	浜井川字家の東192-1	491	10.5~ 18.2	
435	羽立5号線	浜井川字家の東192-1	浜井川字家の東192-1	443	10.6~ 23.0	
436	田中6号線	浜井川字家の東425-4	浜井川字家の東103	143	3.3~ 7.0	
437	田中5号線	浜井川字家の東19-1	浜井川字家の東70-1	146	2.8~ 8.3	
440	街道7号線	北川尻字海老沢樋ノ口38-1	北川尻字海老沢樋ノ口87-4	65	4.0~ 8.2	
441	街道8号線	北川尻字海老沢樋ノ口42	北川尻字海老沢樋ノ口84	77	4.0~ 6.7	
442	街道9号線	北川尻字海老沢樋ノ口36-1	北川尻字海老沢樋ノ口21	62	4.0~ 4.0	
443	街道10号線	北川尻字下村14	北川尻字下村187	85	4.3~ 10.8	
444	街道11号線	北川尻字下村107-1	北川尻字下村102-1	80	4.4~ 7.2	
445	新道線	北川尻字下村90	北川尻字家の東459	288	6.4~ 9.8	
446	下村1号線	北川尻字下村25-3	北川尻字下村65	116	4.0~ 6.0	
447	小竹花1号線	北川尻字家の東127-1	北川尻字川端30-1	382	4.1~ 14.0	

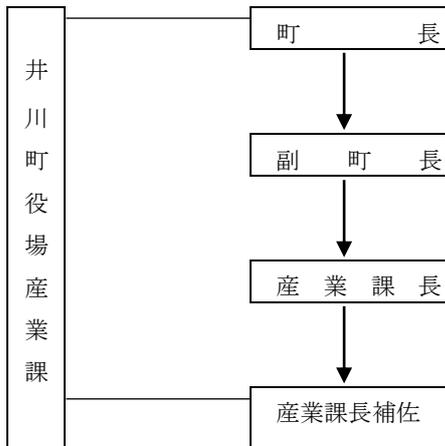
448	小竹花2号線	小竹花字道端47-5	小竹花字道端33	223	2.7~ 13.5	
449	中村1号線	北川尻字中村117-1	北川尻字上村宅地44	511	5.0~ 6.4	
450	中村2号線	北川尻字上村宅地94	北川尻字上村宅地28	134	2.7~ 6.3	
451	飛塚1号線	坂本字飛塚12-1	坂本字飛塚23-10	472	4.5~ 16.5	
452	飛塚2号線	坂本字飛塚23-38	坂本字飛塚24-42	127	4.0~ 6.9	
453	飛塚3号線	坂本字飛塚23-3	坂本字飛塚23-10	116	3.4~ 5.5	
454	坂本2号線	坂本字横岡34-3	坂本字横岡41-3	218	2.7~ 11.7	
455	坂本3号線	坂本字横岡31-6	坂本字横岡23	225	4.0~ 6.8	
456	坂本堤線	坂本字横岡30-2	坂本字横岡206	573	2.5~ 7.1	
457	大野地金山線	坂本字三嶽下24-25	坂本字大野地341-3	2561	4.9~ 34.5	
458	三嶽下4号線	坂本字三嶽下212-6	坂本字三嶽下212-11	53	4.2~ 5.0	
459	三嶽下5号線	坂本字三嶽下166-8	坂本字三嶽下212-12	50	4.4~ 6.3	
460	三嶽下3号線	坂本字三嶽下166-4	坂本字三嶽下166-4	127	2.2~ 8.0	
461	三嶽下2号線	八田大倉字八幡野14-5	八田大倉字八幡野15-1	99	3.9~ 6.5	
462	三嶽下1号線	八田大倉字八幡2-2	坂本字三嶽下8-2	670	5.0~ 7.8	
463	大野地1号線	坂本字大野地248-3	坂本字大野地283	280	2.5~ 9.9	路線一部 除雪
464	赤沢大野地線	赤沢字森沢1-1	坂本字大野地50	100	4.5~ 18.9	路線一部 除雪
465	松原線	赤沢字森沢1-1	赤沢字森沢33-14	694	4.9~ 12.0	
466	赤沢4号線	赤沢字赤沢113	赤沢字赤沢121	256	3.8~ 9.3	
468	赤沢1号線	赤沢字赤沢91	赤沢字赤沢159-1	149	5.0~ 13.0	
469	赤沢2号線	赤沢字赤沢72-1	赤沢字赤沢67	87	4.0~ 8.0	
470	赤沢5号線	八田大倉字南台47-1	赤沢字赤沢56	829	4.2~ 14.0	
471	南台2号線	八田大倉字八田縄手内234	八田大倉字南台185	150	2.3~ 6.5	路線一部 除雪
472	南台1号線	八田大倉字川原40	八田大倉字南台	638	4.1~	

		-1	123		12.5	
473	施田1号線	施田字饒田80	施田字饒田84	92	2.2～ 4.0	
474	施田2号線	施田字饒田90	施田字饒田87	96	4.8～ 8.0	
475	施田3号線	施田字饒田110-1	施田字饒田125-1	154	4.7～ 9.0	
476	施田綱木沢線	施田字饒田52	赤沢字横長根下 166-1	1229	4.7～ 7.4	
478	綱木沢1号線	寺沢字綱木沢128 -2	寺沢字綱木沢133	599	5.0～ 12.5	
479	寺沢2号線	寺沢字味噌野85	寺沢字味噌野57 -2	196	4.5～ 6.5	
480	寺沢綱木沢線	寺沢字味噌野40	赤沢字横長根下 159-1	1481	3.9～ 15.8	
481	寺沢3号線	大麦字寺の沢19- 2	大麦字柳台47	872	6.5～ 29.2	
482	寺沢4号線	大麦字柳台8	井内字上野2	64	4.0～ 7.0	路線一部 除雪
483	仲台1号線	井内字上野251-2	井内字上野280	490	7.2～ 16.0	
485	上野2号線	井内字屋布合153 -1	井内字上野167	100	3.5～ 6.8	路線一部 除雪
486	井内1号線	井内字屋布合92	井内字屋布合83 -1	165	3.0～ 5.5	
487	大台1号線	井内字桂畑52-3	井内字桂畑5-2	100	2.5～ 5.0	路線一部 除雪
488	施田寺沢線	寺沢字綱木沢94	寺沢字坂の上152	451	4.0～ 9.4	
489	綱木沢2号線	寺沢字綱木沢36- 2	寺沢字綱木沢136	72	2.5～ 2.5	
492	仲台・大麦2号線	大麦字塚台6-9	大麦字向田27-3	602	4.0～ 12.3	
493	柿ノ木線	井内字柿ノ木80	井内字柿ノ木81	100	3.5～ 4.5	
494	羽立団地1号線	浜井川字家ノ東 425-46	浜井川字家ノ東 425-46	82	6.0～ 6.0	
495	羽立団地2号線	浜井川字家ノ東 425-47	浜井川字ヒル子8	130	6.0～ 11.9	
496	羽立団地3号線	浜井川字家ノ東 425-40	浜井川字家ノ東 425-40	47	6.0～ 6.0	
497	赤沢7号線	赤沢字赤沢83-1	赤沢字赤沢85-6	108	4.0～ 6.9	
499	大台2号線	井内字桂畑40-4	井内字桂畑50-4	173	4.5～ 11.3	
501	飛塚4号線	坂本字飛塚22-7	坂本字飛塚42	387	5.3～ 10.8	

503	さくら駅団地2号線	浜井川字新堰30-4	浜井川字新堰30-11	156	6.0~ 9.6	
504	さくら駅団地3号線	浜井川字新堰30-16	浜井川字新堰30-27	158	6.0~ 9.0	
505	さくら駅団地4号線	浜井川字中堰1-5	浜井川字中堰1-31	152	6.0~ 9.5	
506	さくら駅団地5号線	浜井川字中堰1-16	浜井川字中堰143-1	147	6.0~ 9.5	
507	さくら駅団地6号線	浜井川字中堰1-4	浜井川字中堰146-1	144	6.0~ 24.2	
513	街道住宅7号線	北川尻字下田面八十刈195	北川尻字下田面八十刈199	63	6.0~ 9.5	
514	街道住宅8号線	北川尻字下田面八十刈199	北川尻字下田面八十刈203	67	6.0~ 9.5	
515	街道住宅9号線	北川尻字下田面八十刈204-16	北川尻字下田面八十刈204-14	65	6.0~ 9.5	
516	街道住宅10号線	北川尻字下田面八十刈204-8	北川尻字下田面八十刈204-6	64	6.0~ 9.5	
525	街道住宅19号線	北川尻字海老沢樋ノ口169-5	北川尻字海老沢樋ノ口169-3	175	6.0~ 9.5	
526	坂本団地1号線	坂本四百刈61-5	坂本四百刈61-5	30	4.0~ 5.5	
527	坂本団地2号線	坂本四百刈61-15	八田大倉字川原56-4	163	6.0~ 9.5	
528	坂本団地3号線	坂本四百刈61-16	坂本四百刈61-8	92	3.0~ 5.8	
529	八幡6号線	八田大倉字八幡4-11	八田大倉字八幡4-12	40	3.0~ 4.3	
530	小竹花3号線	小竹花字道端48-2	小竹花字道端53	106	4.5~ 4.5	
531	赤沢6号線	赤沢字森沢2-1	赤沢字横長根下79-1	469	5.5~ 17.3	
532	綱木沢4号線	寺沢字綱木沢133-1	寺沢字綱木沢166-8	502	5.0~ 6.0	
536	新屋敷飯塚線	今戸字カチ田236-3	浜井川字飯塚境2	660	9.5~ 23.8	路線一部 除雪
538	新屋敷11号線	浜井川字中堰130	浜井川字中堰192-2	310	5.0~ 6.0	路線一部 除雪
539	東西線	今戸字イカリ29	今戸字イカリ77-1	638	13.2~ 30.5	
542	広域線	大麦字井戸尻75-4	赤沢字小豆沢26-3	3943	10.2~ 81.5	
543	小今戸12号線	今戸字カチ田236-4	今戸字カチ田236-4	75	5.0~ 7.0	
544	小今戸13号線	今戸字カチ田236-6	今戸字カチ田236-4	68	6.0~ 7.8	
545	小今戸14号線	今戸字カチ田190	今戸字カチ田191	79	6.0~	

		-2	-1		10.0	
546	小今戸15号線	今戸字カチ田152-5	今戸字カチ田152-7	55	6.0~12.0	
548	関合線	浜井川字二階33-1	浜井川字二階167	111	5.5~9.5	
549	新聞10号線	黒坪字新聞195-11	黒坪字新聞195-11	42	4.0~4,5	
550	天神1号線	黒坪字天神37-4	黒坪字天神37-5	56	6.0~6.0	
554	定住促進センター連絡線	浜井川字二階87-2	浜井川字二階102-1	129	5.0~11.0	
555	大倉3号線	八田大倉字八幡89-2	八田大倉字八幡89-10	83	3.0~6.2	
556	天神新聞付属1号線	黒坪字新聞21-5	黒坪字新聞18-1	104	7.2~9.5	
557	天神新聞付属2号線	宇治木字宇治木51	宇治木字宇治木55	94	7.2~10.5	
558	新堤1号線	今戸字新堰37-20	今戸字新堰37-12	111	6.0~11.0	
559	新堤2号線	今戸字新堰37-5	今戸字新堰37-10	75	6.0~13.5	
560	新堤2号付属線	今戸字新堰37-7	今戸字新堰37-7	23	6.0~6.0	
562	大野地2号線	坂本字三嶽下109-9	坂本字三嶽下109-1	43	5.8~8.1	
564	堀合長表線	保野子字川原56-1	八田大倉字八田縄手内69	1681	6.0~16.0	
565	羽立11号線	浜井川字杉ノ実20-3	浜井川字杉ノ実4-1	143	3.2~6.5	
566	羽立12号線	浜井川字荒田堰18-1	浜井川字荒田堰1-1	137	3.5~7.0	
			合計	90949		

10-5 除雪体制



年度 除雪実施計画書

1 除雪計画概要

年度除雪延長は kmであり、町内業者が除雪にあたり、冬期間における交通の常時確保を目標に除雪を行う。除雪作業を8工区に区分し、それぞれ除雪委託業務のより実施する。

2 除雪体制期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3 除雪方針

- (1) 除雪時間は原則として、巡回バス路線は、午前6時まで一車線以上確保するとともに、午前7時（住宅地に関しては午前6時30分）までには除雪を終了する。
- (2) 除雪順位は、巡回バス路線、スクールバス路線、主要幹線道路、住宅地内道路、その他の道路の順に実施する。

4 除雪発動基準

(1) 一般除雪（新雪除雪）

降雪量10cm以上、または降雪が続き10cm以上が予想される場合と、吹雪による吹溜まりの発生が予想される場合に町からの出動指示により出動する。

また、午後10時以降に降雪量15cm以上、または15cm以上が予想される場合と吹溜まりの発生が予想される場合については、委託業者自らの判断により出動する。出動した場合は翌朝役場産業課に報告するものとする。

(2) 路面整正

わだちの発生により通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に町側と協議のうえ出動する。

(3) 拡幅除雪

路肩への堆雪により通行に支障がある場合は、または支障になると予想される場合に町側と協議のうえ出動する。

(4) 運搬除雪

家屋密集地、交差点などで、路肩への堆雪で幅員減少や視距離障害のため、交通に支障がある場合に町側と協議のうえ出動する。

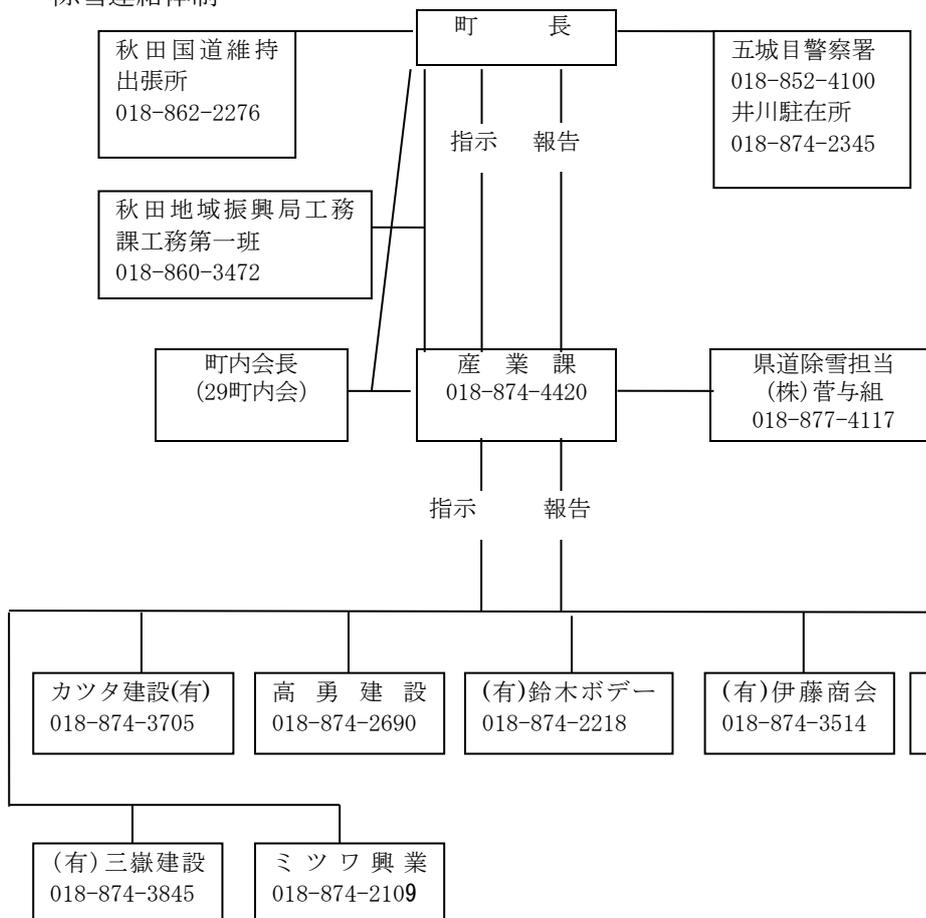
(5) 融雪剤散布

路面凍結により通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に町側と協議もしくは委託業者自らの判断により出動する。

5 除雪担当業者及び区分

カツタ建設(有)	018-874-3705
高勇建設	018-874-2690
(有)鈴木ボデー	018-874-2218
(有)伊藤商会	018-874-3514
(有)鈴木建設	018-874-3026
(有)三嶽建設	018-874-3845
ミツワ興業	018-874-2109

別紙
除雪連絡体制



第11節 災害危険箇所における資料

11-1 急傾斜地崩壊危険箇所【I】(自然斜面)

箇所名	大字	小字	人家数	公共施設		公共的建物		県指 番号	令 号
				種類	数	種類	数		
館岡	施田	羽根田	5	町道	190	分館	1	618	
諏訪前	大麦	諏訪前	6	町道	90			1304	
大麦	大麦	井戸尻	5	町道	190			621	
川向1号	井内	菅生沢	13	町道	220			622	
向田	井内	向田	12	町道	170			623	
大台	井内	桂畑	6	—	—			624	

11-2 急傾斜地崩壊危険箇所【I】(人工斜面)

箇所名	大字	小字	人家数	公共施設		公共的建物		県指 番号	令 号
				種類	数	種類	数		
新聞	黒坪	新聞	12	町道	385	分館	1	18	

11-3 急傾斜地崩壊危険箇所【ランクII】(自然斜面)

箇所名	大字	小字	人家数	公共施設		公共的建物		県指 番号	令 号
				種類	数	種類	数		
赤沢	赤沢	赤沢	4	—	—			660 (旧620)	
新聞	黒坪	新聞	3					655	
鳥木沢	八田大倉	鳥木沢	1					656	
川原	八田大倉	川原	3					657	
三嶽下	坂本	三嶽下	1					658	
赤沢1号	赤沢	赤沢	4	県道	40			659	

11-3 砂防指定地

告知 年月日	告知 番号	溪流地	所在地	指定面積 (ha)	備考
H3/2/18	217	大又沢川	井内	2.92	

11-4 土石流危険溪流【II】

箇所名	大字	小字	人家数	流域面積(ha)	県指 番号
大麦沢	大麦	諏訪前	4	0.01	II-1379

※溪流周辺の保全対象として、人家1～4戸を有する溪流

11-5 山腹崩壊危険地

地区番号	地区名 (小字)	面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
			人家	公共施設	道路	
S0001	新間	2			町道	
S0002	新間	1	15		〃	
S0003	羽根田	1			〃	
S0004	三嶽下	1	2		〃	
S0005	〃	2			〃	
S0006	小泉	1	3		〃	
S0007	宇治木	1	7		〃	
S0008	井戸尻	1	5		〃	
S0009	赤沢	1	10		〃	
S0010	大菅生沢	1			林道	
S0011	菅生沢	1	12		町道	
S0012	小菅生沢	1			林道	
S0013	新間	1	10		町道	
S0014	三嶽下	1			〃	
S0015	〃	2			〃	
S0016	羽根田	1	11		〃	
S0017	屋布合	1	2		県道	

11-6 崩壊土砂流出危険地

地区番号	地区名 (小字)	面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
			人家	公共施設	道路	
S0001	大菅生沢	0.06		1	農道	
S0002	〃	0.18		1	〃	
S0003	〃	0.18		1	〃	
S0004	〃	0.24		1	〃	
S0005	〃	0.63		1	〃	

11-7 河川重要水防区域

番号	水系名	河川 海岸 名	担当 水防 管理 団体名	重要水防区域						特に警戒を要する延長			危険数 (戸) 耕地 (ha)	概要	
				左右 岸の 別	位置			認定基準 種別	延長 (m)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水 防工法			
					市町村	大字	字								基準 区分
1	馬場 目川	井 川	井川町	左右	井川町	菘田	中の 目	堤防 高	B	3,200	100	冠水	土のう積	3 2	
2	馬場 目川	井 川	井川町	左右	井川町	上井 川	井内	堤防 高	B	1,100 1,100	200	冠水	土のう積	5 12	
3	馬場 目川	赤沢 川	井川町	左右	井川町	井川	大倉	水衝 衝部	B	1,500 1,500	500	堤防法尻決 壊	木流し工	2	

11-8 要配慮者利用施設に関する資料

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設等名称	所在地	施設種別
リハビリセンターほっとリハ	井川町今戸字カチ田29-4	通所介護

11-9 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 発表の対象者は、災害対策基本法に基づく避難情報の決定・通知権限を有する市町村長とする。
- (2) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨および降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が予測される場合とする。
- (3) 情報の伝達は、発表者（秋田県および秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。
なお、指定行政機関および指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。
- (4) 情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- (5) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。
- (7) 秋田県および秋田地方気象台は、市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的および内容等について連携して広報活動に努めることとする。
- (8) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2 土砂災害警戒情報の特徴および利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
- (2) 土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対

象とするものではない。

- (4) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データおよび補足情報等も合わせて総合的に判断する。

第12節 災害危険区域の災害予防に関する資料

12-1 災害危険住宅の移転助成制度

1 かり災住宅復興助成制度

- 防災のための集団移転促進事業
- がけ地近接危険住宅移転事業
- 秋田県災害危険住宅移転促進事業
- 住宅金融支援機構融資
 - ・災害復興住宅融資
 - ・宅地防災工事資
 - ・地すべり等関連住宅融資

2 住宅移転助成制度の摘要順位

助成制度の摘要順位は原則として①集団移転②がけ地近接③県単独移転とする。

3 助成制度のしくみ

助成制度	住宅金融支援機構
・ 防災集団移転促進事業補助金 離 農 238.8万円 そ の 他 76.0万円 利子補給 234.0万円 外市町村事業費を含め一戸当たりの補助基 準額 1,622.6万円 (国3/4 市町村1/4)	・ 災害復興建設資金 (木造) 1,100万円 28年(うち据置3年)償還 (元利均等月賦償還) 年利 2.3% 175㎡以内但し旧原形まで可 (融資額の加算の場合) 土地取得額 770万円 整地費 250万円 償還期間・利子は同じ
・ がけ地近接移転事業補助金 建物除去78万円 利子補給担当額 土地住宅資金 352万円 住宅資金 256万円	・ 個人住宅特別資金 (木造) 760万円 25年償還 年利 3.0~3.3% 土地取得加算 70~150万円
・ 秋田県災害危険住宅移転促進事業 貸付金 100万円 7年償還(うち1年以内措置) 年利 3.0%	・ 災害復興補修資金 木造 590万円 20年(うち1年据置)償還 年利 2.3%

12-2 災害危険住宅の定義

1 洪水、なだれ、地すべり等の災害を受けるおそれのある危険区域に所在する住宅で、その判定は、概ね次によるものとする。

(1) 洪水、なだれ

過去に洪水又は、なだれにより災害をこうむっており、その後地形が変わっていないもの、あるいは、河川や山腹等の地形が変わって、今後洪水又はなだれにより災害をこうむるおそれのあるもの。

(2) 土砂くずれ等

ア 山、がけ等の高さの倍の範囲内にある住家で、次の状態にあるもの。

①がけ等の面がやわらかい岩盤の場合、つるはしなどで、簡単に岩盤が切り取れるようながけ等では、がけ等の勾配が 60° より急なもの

②がけ等の長い間、雨、風の影響でボロボロになっている岩盤の勾配が 40° 以上より急なもの

③がけ等が硬い粘土、ローム、砂利層の場合勾配が 35° 以上より急なもの

④かたい赤土、砂質、真砂土の場合勾配が 30° 以上より急なもの

イ 表層がすべり落ちる範囲内にある住家で、次の状態にあるもの

①岩盤が露出している場合

②岩盤又は不透水層が雨水の浸透によってすべり落ちる場合

③安定した斜面を人工的に切り取って斜面を不安定にした場合

ウ 地すべり

井戸水や湧き水、あるいは地すべり凹地の溜池の水が急にかれたり、その付近の水田の水もちがわるくなったり、地すべり凹地の上の方の急斜面に亀裂ができた区域にある住家

エ その他

落石、地盤沈下、高潮その他により、災害の危険のおそれのある区域に所在する住家

2 緊急移転を要する危険住宅の定義

災害危険住宅のうち、特に危険性が大きいもので、その判定は、概ね次によるものとする。

(1) 洪水、なだれ

毎年1回以上洪水、あるいは、なだれにより被害をこうむっているもの、あるいは河川や地形等の変化によって危険性が著しく大きくなったもの。

(2) 土砂くずれ、土石流

がけ等の表層が崩れており、被害を現にこうむっているもの、あるいは、崩壊のきざしがあり、危険性が著しく大きいもの。

(3) 地すべり

急傾斜面に亀裂が生じたり、地鳴りがしたりして、地すべりの兆候が顕著で危険性が著しく大きいもの。

(4) その他

落石、地盤沈下、高潮等により危険性が著しく大きいと認められるもの。

12-3 災害危険地域に対する災害予防と災害応急対策

1 避難計画の樹立と訓練の実施

- (1) 危険区域に居住する住民に対し、その地域の災害発生時を想定し避難させるための指定緊急避難場所、経路、誘導責任者等を具体的に定め、この計画を住民に周知徹底させておくこと。
- (2) 災害時における避難動作が迅速、整然と行われるよう住民に対し機会をとらえて訓練を実施すること。

2 通報連絡手段の確立

- (1) 災害発生時住民及び関係機関に対する通報手段を検討し、主要集落に警鐘し、サイレンを設置するとともに部落電話等の活用計画を立てること。
- (2) 通報責任者の選定と通報順位の決定
災害発生時における住民及び関係機関に対する通報責任者を複数で定め、一般に周知させるとともに、通報系統及び通報順位を定めておくこと。
- (3) 住民の通報

災害発生時又はそのおそれのある異常気象を発見したときは、ただちに通報責任者並びに関係機関に通報するよう一般住民に指導周知すること。

3 災害発生の予知指導

危険地域に居住する住民に対し、災害発生の前兆現象を具体的に指導し、災害の早期発見と未然防止に努めること。

4 異常気象時の警戒

異常降雨、長雨等の場合は危険地域に警戒員を配置し、厳重な警戒を続けるとともに、必要により立ち入りを禁止すること。

5 救出体制の確立

災害時の人命救出を迅速にするため救出用器材を危険区域に配置するとともに、救出要因の動員体制を確立しておくこと。

12-4 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 発表の対象者は、災害対策基本法に基づく避難情報の決定・通知権限を有する市町村長とする。
- (2) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨および降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が予測される場合とする。
- (3) 情報の伝達は、発表者（秋田県および秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。

なお、指定行政機関および指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。

- (4) 情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
 - (5) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
 - (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。
 - (7) 秋田県および秋田地方気象台は、市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的および内容等について連携して広報活動に努めることとする。
 - (8) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。
- 2 土砂災害警戒情報の特徴および利用にあたっての留意点
- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
 - (2) 土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
 - (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。
 - (4) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データおよび補足情報等も合わせて総合的に判断する。

第13節 消防に関する資料

13-1 消防用機械器具現有一覧表

(令和6年4月1日現在)

消防団名	器具置場町内	自動車 登録番号	購入年度	小型動力 ポンプ番号	購入年度
本 部	役場庁舎			シバウラFF DASH premium	令和2年度
第1分団	今戸町内地内	秋田880あ2390	令和5年度	トハツVF-53BS (B-3級)	令和5年度
	小今戸町内地内				
第2分団	羽立町内地内	秋田880あ1469	平成28年度	シバウラFF500ZXi	平成28年度
	新屋敷町内地内				
第3分団	坂本町内地区	秋田880あ1470	平成28年度	シバウラFF500ZXi	平成28年度
第4分団	海老沢町内地区	秋田880あ2121	令和3年度	トハツVC72BS (B-2級)	令和3年度
第5分団	小泉町内地区	秋田880あ1384	平成28年度	シバウラFF500ZXi	平成28年度
	新聞町内地区				
第6分団	八幡町内地区	秋田880あ1385	平成28年度	シバウラFF500ZXi	平成28年度
第7分団	蒔田町内地区	秋田880あ1202	平成26年度	シバウラFF500ZXi	平成26年度
第8分団	井内町内地区	秋田880あ1203	平成26年度	シバウラFF500ZXi	平成26年度
	大台町内地区				

13-2 消防防災資機材に関する資料

湖東地区行政一部事務組合消防車両保有状況

(一消防年報より令和2年12月31日現在)

	車両種別	自動車登録番号	初年度登録	総排気量(L)	ポンプ制作所	摘要
消防本部	指令車	秋田800さ4529	H15.6	1.99		
消防署	災害対応化学消防ポンプ自動車	秋田800は621	H20.10	6.4	モリタ	水槽1500L 薬剤500L
	消防ポンプ自動車	秋800す3238	H28.2	4.0	日野デュートロ	CD-I型
	消防ポンプ自動車	秋田800す30	H22.12	4.0	日野デュートロ	CD-I型
	高規格救急車	秋田800す118	H23.3	2.69		寄贈 JA共済
	指揮車	秋田800す6260	R2.12	2.69		
	広報車	秋田330た5729	H14.9	2.99		
	救助工作車	秋田800は47	H12.1	7.96		
	軽貨物自動車	秋田480た6950	H29.11	0.65		
昭和分署	消防ポンプ自動車	秋田800す1943	H26.2	4.0	日野デュートロ	CD-I型
	高規格救急車	秋田800す3203	H28.1	2.69		
	広報車	秋田480あ4633	H17.5	0.65		
八郎潟分署	消防ポンプ自動車	秋田800す5723	R2.3	4.00	日野デュートロ	CD-I型
	高規格救急車	秋田800さ6735	H18.2	3.37		
	広報車	秋田480あ4634	H17.5	0.65		

(注) その他救助用具・破壊用具・測定救助用具等は秋田県地域防災計画資料編に掲載

13-3 秋田県林野火災空中消火運営実施要領

平成29年2月3日
総務部総合防災課

(趣旨)

第1 この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」(平成15年10月29日付け消防防災発第206号消防庁防災課長)並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火(以下「空中消火」という。)作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

第2 空中消火は、県、応援を行う道県(以下「応援道県」という。)、自衛隊、及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地(以下「基地」という。)の選定にあたっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

(空中消火の実施)

第3 空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対し、地上防御能力（広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足、または不足と判断される場合
- (3) 人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

（災害派遣要請手続）

第4 応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続は、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況（障害物、気象の状況等）並びに目標物
- (2) 災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名
- (3) 空中消火用資機材（以下「資機材」という。）の整備状況
- (4) その他空中消火を実施するにあたり参考となる事項

（連絡通報）

第5 空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表1 によるものとする。

（実施体制の確立）

第6 市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防ぎよ活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表2 のとおりである。

2 県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

- (1) 応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整えておく。
なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表3 のとおりである。
- (2) 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。
- (3) 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県職員が行い、又その指導にあたるが市町村においても作業要員を確保する。

（基地）

第7 基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

（安全の確保）

第8 基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 防塵用眼鏡、マスクを着用する。
- (2) ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。
- (3) 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員（消防防災航空隊員、自衛隊員又はパイロット）に連絡したのち前方から接近する。
- (4) ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁

止する。

(資機材及び薬剤の整備)

第9 県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

(その他)

第10 使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、及び市町村が協議して決めるものとする。

附則 この要領は、昭和 54 年 11 月 21 日から施行する。

附則 この要領は、平成 9 年 7 月 23 日から施行する。

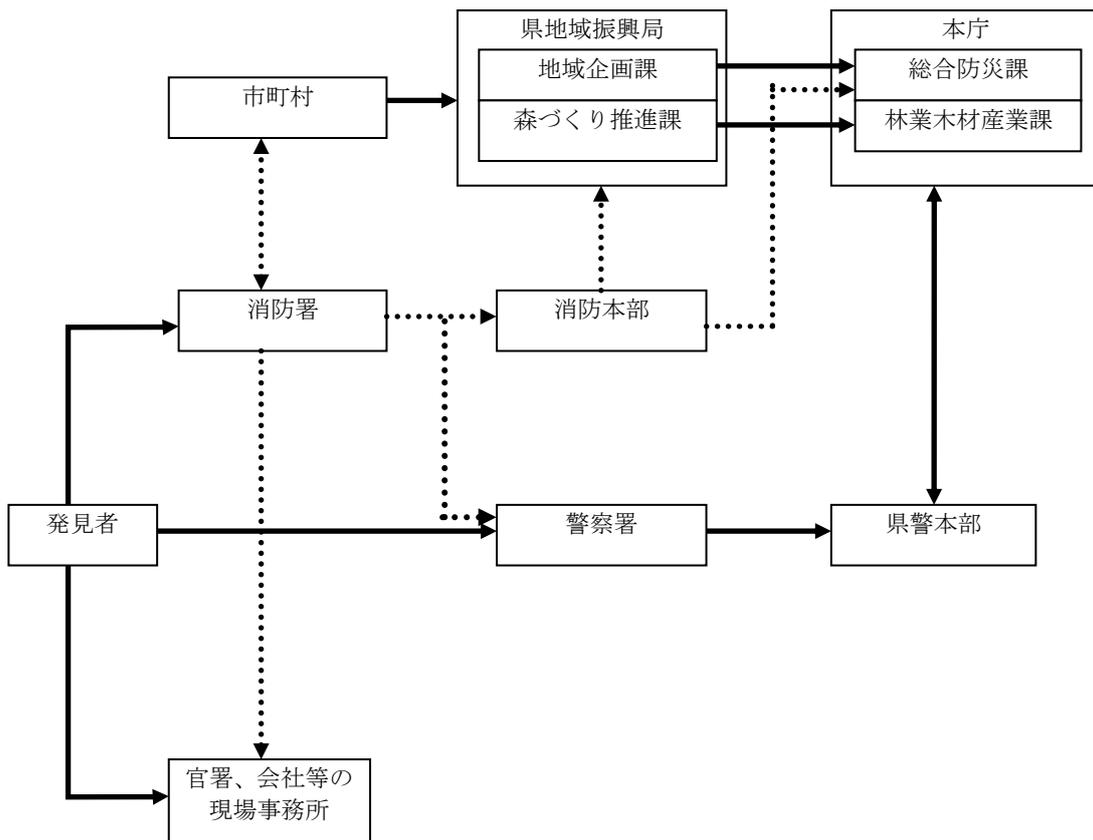
附則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 23 年 1 月 19 日から施行する。

附則 この要領は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

別表 1

林野火災発生連絡通報統計図



別表 3

地上作業班の編成及び作業内容

名 称	資 器 材	人員	任 務	作 業 内 容
指揮者		1	現地ヘリポート 指揮全般	消火基地から現地のヘリポートへ輸送された資機材について、現地ヘリポートの作業全般について指揮をする。
搬送係	クレーン付きトラック	5	消火資機材の搬送	消火薬剤、バケツ、溶解機、組立水槽、軽可搬式ポンプ、バッテリー等の資機材を消火基地へ搬送する。
給水係	軽可搬式ポンプ	1	水源地から消火ポンプで溶解機に給水（注水量の決定）	水源地から軽可搬式ポンプで溶解機の給水する。 （送水能力1.0Mpa）
溶解機係	溶解機	1	溶解機の運転	薬液の濃度をバルブで調整する。 注入開始・停止のバルブ操作をする。
消火薬剤注入係	バケツ	1	消火剤水溶液を散布装置（バケツ型）に注入（注入量の決定）	溶解機よりホースを延ばし、専用ノズルを取り付ける。 溶解機の濃度調整作業の水が止まり次第、組立水槽に専用ノズルを引っかける。 注入後、ノズルをはずし待機する。
消火薬剤係	粉末消火薬剤	3	粉末消火薬剤を溶解機に投入	15リットル缶より消火薬剤を取り出して投入の準備をし、溶解機、消火薬剤注入の準備を確認後、ホッパーから漏れないよう投入する。
記録係	時計、カメラ	1	ヘリコプターの飛行回数、離着陸時間の記録	ヘリコプターの飛行回数と離着陸時間の計測を行う。

13-4 秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則

平成29年2月3日

秋田県総合防災課

秋田県林野火災空中消火運営実施要領による空中消火作業のうち、県が実施するものについては、次によるものとする。

第5 関係

林野火災発生連絡通報系統のうち、連絡の主務担当は、総合防災課は消防班、林業木材産業課は調整・木材流通班、地域企画課は危機管理を所管する班、森づくり推進課は林業振興班とする。

第6の2の(2)関係

- 1 資機材及び薬剤の現地への輸送は、総合防災課が行うものとする。
- 2 市町村が輸送する場合は、総合防災課は、速やかに搬送できるよう協力するものとする。

第6の2の(3)関係

資機材の取り扱い等別表3の技術指導は、総合防災課の職員がこれにあたるものとする。

第9 関係

- 1 資機材及び薬剤は、総合防災課が常時点検整備しておくこと。
- 2 整備に要する費用は、総合防災課が負担する。

第10 関係

費用負担等の協議は、総合防災課が行う。

附 則 この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 23 年 1 月 19 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

13-5 林野火災空中ヘリポート設置場所

事務所別	番号	市町村名	設置場所	面積 (m ²)	水利の 状況	施設の名称
秋田		井川町	井川町坂本字三嶽下70	20,000	プール 水道	旧小学校 グラウンド

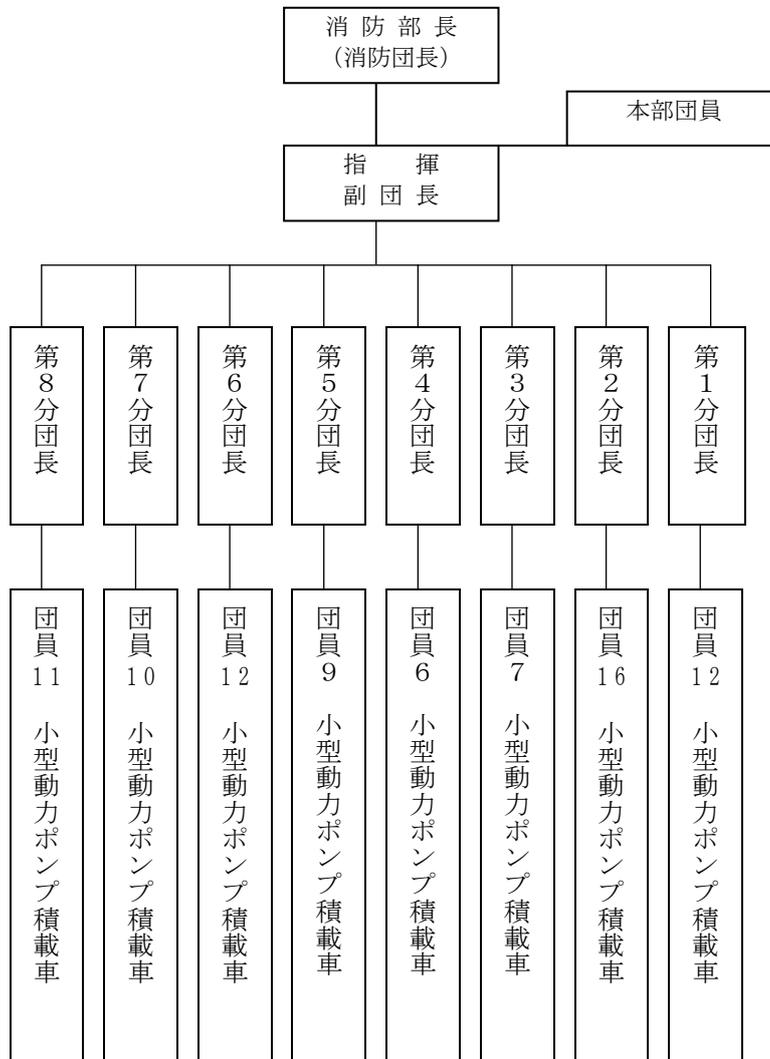
13-6 災害防御編成表

(人数は令和2年12月1日現在)

災害発生区域	任 務	活動分団員	人 員	備 考
全 町	分団地域の総括	団長・副団長 ・本部員	1・2・6	
今 戸	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第1分団	16	今戸、小今戸
浜 井 川	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第2分団	24	新屋敷、街道、田中、羽立
坂 本 北 川 尻	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第3分団	13	北川尻、小竹花、坂本、 大野地
海 老 沢	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第4分団	9	海老沢
泉 岳	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第5分団	11	宇治木、小泉、新聞
八 田 大 倉 保 野 子 横 岡	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第6分団	15	八田、大倉、保野子、横岡
東部地区	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第7分団	12	大麦、寺沢、綱木沢、施田 館岡、赤沢
井 内	災害防ぎょ隊・避難誘導 隊・警防資材輸送隊 ・警戒区域警備隊・予備隊	第8分団	12	大台、井内、仲台

13-7 消防部組織編成表

(人数は令和6年4月1日現在)



第14節 給食・給水に関する資料

14-1 給食施設一覧表

名 称	住 所 地	学 校 名	栄養士	調理員	給食人員
井川町学校給食調理場	坂本字山崎38	義務教育学校	1人	4人	400人
井川こどもセンター給食室	小竹花字道端50	こどもセンター		2人	100人

14-2 水道供給状況

供給水道名	現供給量	供給地区		責任者
		地区	人員	
井川町水道事業	平均m ³ /日=1,962	井川全町・潟上市飯田 川飯塚地区一部	7,655	井川町長

14-3 給水に関する機械器具の状況

所有者	電話番号	ろ水器	ポンプ	給水タンク	ポリ容器
湖東地区消防署	874-2420	—	—	—	—
町・町消防団	874-4411	—	13	—	13 (備蓄関連) 20 (水道課)

14-4 飲料水の取水施設一覧

水源地	所在地	施設能力	備考
井川ダム	井川町井内字鍵掛	3,200m ³ /日	

14-5 飲料水の浄水施設一覧

浄水場名	所在地	施設能力	備考
林坂浄水場	井川町井内字林坂	2,400m ³ /日	

14-6 飲料水の送水施設一覧

送水場名	所在地	施設能力	備考
大台ポンプ場	井川町井内字林坂	72m ³ /日	
赤沢ポンプ場	井川町赤沢字森沢	216m ³ /日	
大野地ポンプ場	井川町坂本字三嶽下	216m ³ /日	
仲台ポンプ場	井川町井内字上野	216m ³ /日	

14-7 飲料水の配水施設一覧

送水場名	所在地	施設能力	備考
林坂配水池	井川町井内字林坂	1,865m ³ /日	

14-8 日本水道協会秋田県支部水道災害応援計画

(目的)

第1条 この計画は、日本水道協会秋田県支部（以下「支部」という。）の会員の市町村（以下「正会員」という。）が災害により水道施設に被害を受けた場合、住民への応急給水並びに施設の応急復旧のため、正会員の相互応援に必要な事項を定めることを目的とする。

(復旧への協力)

第2条 正会員は、支部長の要請により、被災した正会員（以下「被災会員」という。）の水道施設復旧に全面的に協力するものとする。

第3条 被災会員は、支部長に対し被害の状況を報告するとともに、応援を依頼する場合は復旧作業計画の概略を連絡するものとする。

(応援の要請)

第4条 支部長は、被災会員から応援の依頼を受けた場合は、応援の規模を決定しそれに必要な応援を正会員に要請するものとする。

(応援の内容)

第5条 被災会員に対して行う応援活動は概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急復旧用資材の供出

2 被災会員から前項のほか復旧について応援の依頼あるときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(必要期間)

第6条 被災会員に対する応援期間は、復旧に要する最小限の日数とする。

(応援作業員の派遣)

第7条 正会員は、応援作業員を派遣するときは、被災の状況に応じ応急給水用具作業用具その他復旧に必要な用具を携行させるものとする。

2 正会員は、応援作業員を派遣するときは、車輛及び作業員に適当な方法で都市名を明示させるものとする。

3 応援作業員は、被災会員の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援受け入れ)

第8条 正会員は、被災時における応援の作業を迅速かつ適切に遂行するために、応援受け入れの体制を確立しておくよう常に心がけておくものとする。

(正会員外の市町村への応援)

第9条 支部長は、正会員外の市町村から被災について応援の依頼を受けたときは、被災会員への応援の例により正会員へ応援を要請することができる。

(費用の負担区分)

第10条 応援に要した費用については正会員の職員に係る人件費を除き被災会員が負担するものとする。

(その他)

第11条 この計画に定めるもののほか相互応援に関し必要な事項は支部長が定める。

附則

この計画は昭和54年5月23日から施行する。

この計画は平成11年5月27日から施行する。

第15節 公用負担に関する資料

15-1 町長の公用負担

処分権者	条件	範囲	補償等	根拠法令
水防管理者 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1. 必要な土地の一時使用 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、又は収用すること。 3. 車輛その他の運搬器具を使用すること。	水防管理団体は、損失をうけた者に対し時価により補償する。	水防法第28条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため必要があるとき	1. 火災発生又は発生した消防対象物を使用し処分すること。 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、又は、その使用を制限すること。		消防法第29条第1項
消防庁消防署長 (消防団長)	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため必要があるとき。	上記以外の消防対象物および土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。	市町村は、損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法第29条第3項第4項
市町村長 (警察官) (海上保安官)	災害が発生し、または発生しようとしている場合応急措置のため緊急の必要があるとき。	1. 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること。 2. 土石、竹木その他の物件を使用しまたは収用すること。	市町村長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災対法第64条第1項
同上	同上	現場の災害を受けた工作物または物件で応急措置の実施の支障となるものの除去。	市町村長または警察署長は工作物等を保管するものとする。	災対法第64条第2項
同上	災害が発生するおそれのあるとき。	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去保安を占有者に指示すること。		災対法第59条

15-2 公用令書

町長の行う応急公用負担は、現地における緊急性に富むものとの考えから、事前の手続きを要件としないが、知事、指定行政機関の長等の公用負担権はそれほど緊急性を要求していないものであり、かつ慎重な手続きを経るべきものであるから公用令書の交付が必要である。（災害対策基本法第81条第2項）

1 公用令書の記載事項および様式

公用令書には次の事項を記載する。（災対法施行規則別記様式第7）

(1) 公用令書の交付を受ける者の氏名

- (2) 保管させるべき物資の種類、数量、所在の場所および保管の期間
- (3) その他必要と認める事項

2 公用変更または取消

知事または指定行政機関の長等（以下「処分権者」という。）が公用令書を交付した後変更を必要とする場合または処分の必要のなくなった場合は、遅滞なく公用変更令書（災対法施行規則別記様式第8）又は公用取消令書（災対法施行規則別記様式第9）を交付する。

3 公用令書の取扱い

- (1) 公用令書を受領した者は、ただちに受領書を提出し公用令書の記載事項に従い処分権者に物資の引渡しまたは保管、管理、使用の指示に従わなければならない。
- (2) 物資の引渡しにあたって、引渡しを受けた官吏または吏員は、受領調書を作り所有者または占有者に交付する。

4 損失補償の手続

公用令書を受領した場合、損失の補償を請求しようとする者は、次により損失補償請求書を処分権者に提出する。

なお、この請求書には損失補償額算出明細書を添付するものとし、受領調書の交付を受けた場合は、その写を添付すること。

- (1) 保管、管理、使用の場合は、期間満了後を原則とするが1ヵ月を経過する毎に、その経過した部分について提出しても差支えないこと。
- (2) 収用の場合は、収用後3ヵ月以内。

災対法施行規則第7条 別記様式第7

管理第	号	公 用 令 書						
		住 所						
		氏 名						
		第71条	の規定に基づき、次のとおり				管理	
		災害対策基本法	の規定に基づき、次のとおり				を使用す	
		る						
		第78条第1項					収用	
		年 月 日						
		処分権者 氏 名					印	

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

災対法施行規則第7条 別記様式第8

管理第 号
公 用 変 更 令 書
住 所 氏 名
第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） 第78条第1項 にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを 交付する。
年 月 日 処分権者 氏 名 印
変更した内容

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

災対法施行規則第7条 別記様式第9

取消第 号
公 用 取 消 令 書
住 所 氏 名
第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、こ れを交付する。
年 月 日 処分権者 氏 名 印

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

第16節 防疫及び清掃に関する資料

16-1 ゴミ処理委託業者

名 称	所 在 地	電話番号	配 置 器 材
伊藤商会	今戸字小谷地52	874-3514	ゴミ収集

16-2 し尿処理業者

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
五城目衛生舎	五城目町富津内下山内上 広ヶ野181-10	852-3440	バキューム車3台 5 t 4,800リットル 3 t × 2台 3,000リットル
(有)羽城興業	潟上市昭和大久保北野藤 曲小道添52-1	877-2753	バキューム車2台 3 t 3,000リットル

16-3 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
湖水苑	八郎潟町字州先244	875-5858	規模一日あたり15Kリットル

16-4 死亡獣畜取扱場（旧へい獣処理場）

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
死亡獣畜取扱場 (へい獣処理場)	井内字森合44-4	—	

16-5 伝染病患者施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋1-1-1	880-3000

16-6 防疫器材及び薬品調達先一覧表

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
あきた湖東農業協同組合井川支所	井川町浜井川字曲渕3	874-2025	
井川町診療所	井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	874-2215	

第17節 文教対策に関する資料

17-1 学用品、文房具調達先一覧

名 称	所 在 地	電 話	調 達 品 目
(株)渡敬 秋田支店	秋田市卸町3丁目5番1号	824-5566	教科書、ノート、鉛筆、消し ゴム、下敷等
しんどう商会	天王町天王字長沼49-3	873-2711	
秋田協同書籍(株)	秋田市卸町3丁目7番2号	862-8311	
(株)あきた教材	秋田市卸町3丁目3番6号	865-1733	

17-2 文化財一覧

指 定 年月日	指定 番号	種 別	名称及び番号	遺構・遺物	所 在 地
S56. 3. 12	1	有形民俗文化財	板 碑 1		八田大倉字八幡 1 八幡神社
S56. 3. 12	2	〃	〃 2		今戸字小今戸 5 番地 磯前神社
S56. 3. 12	3	〃	〃 3		〃
S56. 3. 12	4	〃	〃 4		今戸字小今戸10番地 個人
S56. 3. 12	5	〃	〃 5		今戸字道下十王堂 賢蔵院
S56. 3. 12	6	〃	〃 6		北川尻字海老沢樋ノ口79-2 (井川町歴史民俗資料館)
S56. 3. 12	7	〃	〃 7		〃
S56. 3. 12	8	〃	〃 8		今戸字寺ノ内95 実相院境内
S56. 3. 12	9	〃	〃 9		〃
S56. 4. 16	10	〃	〃 10		〃
S56. 4. 16	11	〃	〃 11		〃
S56. 4. 16	12	〃	〃 12		〃
S56. 4. 16	13	〃	〃 13		〃
S56. 4. 16	14	〃	〃 14		〃
S56. 4. 16	15	〃	〃 15		〃
S56. 4. 16	16	〃	〃 16		今戸字寺ノ内96 熊野神社境内
S56. 4. 16	17	〃	〃 17		〃
S56. 4. 16	18	〃	〃 18		〃
S56. 4. 16	19	〃	〃 19		今戸字寺ノ内96 熊野神社境内

S56. 4. 16	20	〃	〃 20		〃
S56. 4. 16	21	〃	〃 21		浜井川字苗代堰70 新屋敷墓地地内
S56. 4. 16	22	〃	〃 22		〃
S56. 4. 16	23	〃	〃 23		〃
S56. 4. 16	24	〃	〃 24		〃
S56. 4. 16	25	〃	〃 25		〃
S56. 4. 16	26	〃	〃 26		〃
S56. 4. 16	27	〃	〃 27		〃
S56. 4. 16	28	〃	〃 28		浜井川字家ノ東25 神明社境内
S56. 4. 16	29	〃	〃 29		浜井川字家ノ東107 御伊勢堂 (通称オセド)
S56. 4. 16	30	〃	〃 30		今戸字カチ田176 森田弘
S57. 4. 16	31	〃	古文書		井川町井内 個人
S57. 4. 16	32	〃	〃		〃 今戸 個人
S57. 4. 16	33	〃	〃		〃 宇沼木 個人
S57. 10. 27	34	〃	〃		八田大倉字八幡7-2 個人
S57. 10. 27	35	〃	〃		〃 赤沢字赤沢164 個人
S57. 10. 27	36	〃	〃		〃 北川尻字下村23 個人
S57. 10. 27	37	〃	〃		〃 黒坪字小泉45 個人
S58. 11. 21	38	〃	板碑31		今戸字寺ノ内95 実相院境内
S59. 3. 29	39	〃	仏 像		〃
S59. 3. 29	40	〃	〃		今戸寺ノ内96 熊野神社
S60. 3. 14	41	〃 (考 古)	粃痕土器 (新聞A遺跡)		北川尻字海老沢樋ノ口79-2 (井川町歴史民俗資料館)
S60. 3. 14	42	〃 (〃)	骨蔵器 (須恵器壺)		〃
S60. 3. 14	43	〃 (〃)	〃 (上師質土器)		〃

S60. 3. 14	44	〃 (〃)	黒書須恵器		〃
S61. 3. 18	45	〃 (民 俗)	獅子頭		八田大倉字八幡1 八幡神社
S61. 3. 18	46	有 形 (〃)	十二支擬人板刻		浜井川字家ノ東 神明社
S62. 3. 26	47	〃 (歴史資料)	徳衆筆塚		黒坪字小泉10 乗江院
S3. 3. 14	48	〃 (考古)	大野地遺跡出土 品一括	土杭、縄文土 器、石器、獣骨	坂本字大野地300~305 井川町歴史民俗資料館
H4. 12. 22	49	有形	古文書		北川尻字海老沢村8 個人
H7. 3. 27	50	有形(美術)	井河八景		黒坪字小泉10 乗江院
H8. 2. 23	51	有 形	古文書		井内字杉ヶ崎28 個人

その他

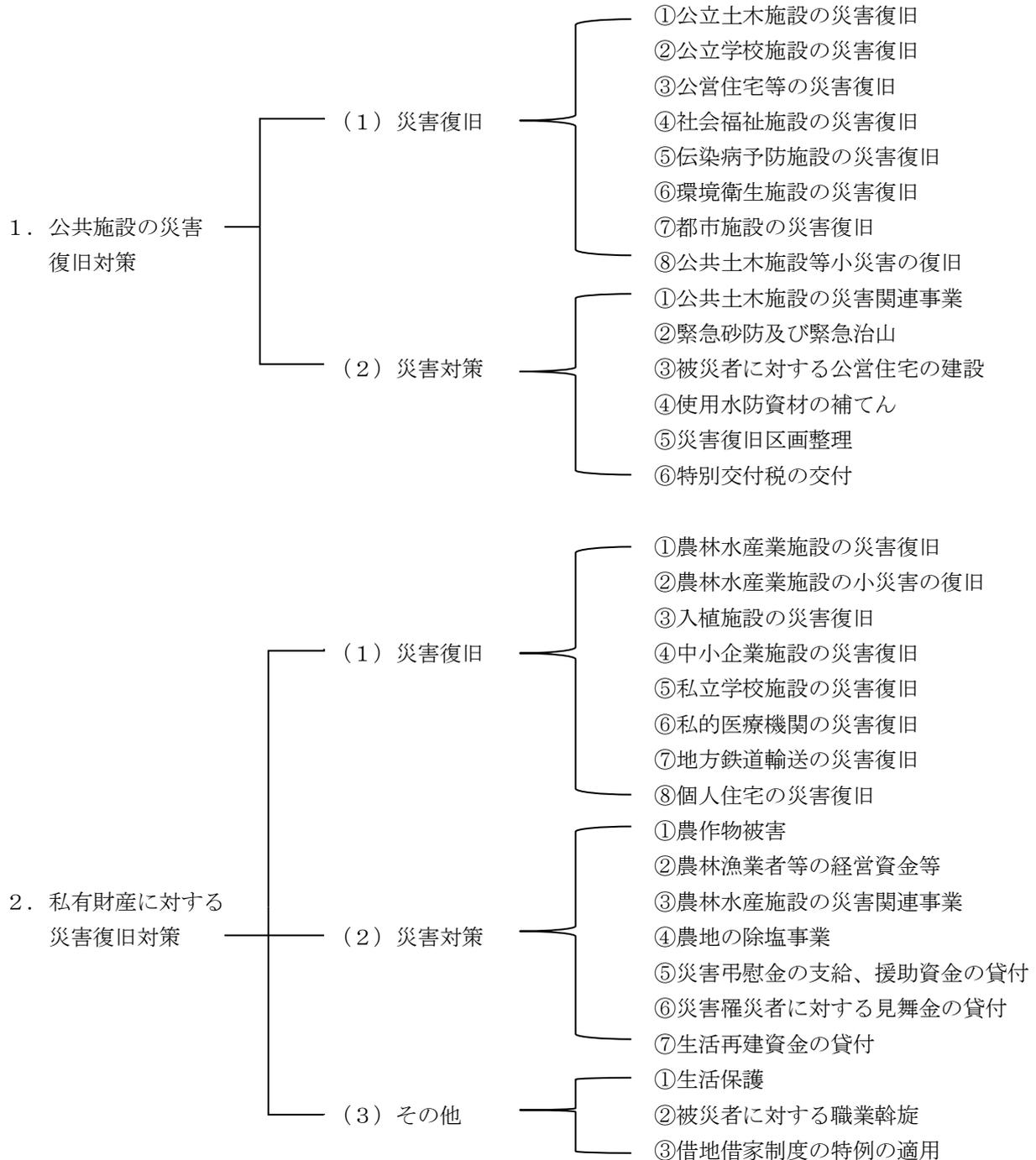
指 定 年月日	指定 番号	種 別	名 称	遺構・遺物	所 在 地
		大関尻	遺物包含他	木製鋏	今戸字大関尻湯端 個人
		寺ノ内	遺物包含他	古銭	今戸字寺ノ内34-1外 井川町歴史民俗資料館
		洲崎	集落跡	堀跡、溝跡、 井戸跡、土杭 他	浜井川字洲崎271~335
		新屋敷五輪塔	五輪塔	火山岩、五輪 塔	浜井川字苗代堰71 個人
		下村	遺物包含他	墨書須恵器	北川尻字下村24-1~3 井川町歴史民俗資料館
		飛塚Ⅰ	遺物包含他	墨書須恵器、 須恵器片	坂本字飛塚24-1、24-50 井川町歴史民俗資料館
		飛塚Ⅱ	窯跡	鉢、壺・播鉢 破片	坂本字飛塚50-7 個人
		坂本湊跡	館跡	空堀、土塁、 井戸跡、土師 器他	坂本字山崎
		新聞A	遺物包含他	縄文土器、弥 生式土器(靱 痕土器破片)、 石鏃	黒坪字新聞177. 178外 井川町歴史民俗資料館・秋田県立博物館

		新聞B	遺物包含他	縄文土器、弥生式土器、石匙	町黒坪字新聞197
		小泉	遺物包含他	土師器、須恵器	黒坪字越雄3~5 井川町歴史民俗資料館
		乗江院宝篋院塔	遺物包含他	宝篋院塔	黒坪字小泉10 乗江院
		八幡古堂	遺物包含他		八田大倉字古堂、八幡
		比丘尼館Ⅰ	館跡	空堀、帯郭	赤沢
		比丘尼館Ⅱ	館跡		宇治木字宇治木沢118-1~20
		館岡館	館跡	腰郭、空堀、土師器、黄瀬戸、蔵骨器	施田字羽根田89外
		羽根田	火葬墓	土師器壺（骨壺）、人骨	施田字羽根田79-1~2
		築館	館跡	空堀、土塁	八田大倉字南台234、237、238
		野畑	遺物包含他	縄文土器片、石鏃、石槍	施田字野畑114-1~130 井川町歴史民俗資料館
		味噌野	寺院跡		寺沢字味噌野34~41
		綱木沢	遺物包含他	縄文土器片、石鏃、石匙	寺沢字綱木沢165-1外 井川町歴史民俗資料館
		脇の館	館跡	土師器、須恵器	井内字上野217-2、361 井川町歴史民俗資料館
		井内館	館跡	帯郭	井内字菅生沢160外
		日暮館	館跡	体郭	井内字大菅生沢82-1外
		越雄Ⅰ	遺物包含他	堅穴住居跡、土杭、弥生式土器、土製品、石器	黒坪字越雄16外
		越雄Ⅱ	遺物包含他	土師器細片	黒坪字越雄83. 64-1
		縄手内	遺物包含他	縄文土器、土師器、珠洲系陶器	八田大倉字縄手内106外

第18節 災害復旧対策及び激甚災害指定に関する資料

18-1 災害復旧対策の体系

災害復旧対策の体系は、次のとおりである。



18-2 激甚災害指定基準

〔昭和37年12月7日 中央防災会議決定〕

改正 昭和40年2月17日

昭和47年8月11日

昭和56年4月10日

昭和56年10月14日

昭和57年9月10日

昭和58年7月9日

平成12年3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき処置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%相当額を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が、当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。
 - （2）1つの都道府県の区域内の市町村が、その費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額は、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。
- 2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業等（法第5条第1項に規定する農地、農業施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額が、おおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの
- 3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込み額が5千万円以下と認められる場合を除く。
- 4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生

- のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該被害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業のおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が1以上あるもの
- 5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が該当年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える被害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該被害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの
- 6 法第12条、法第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する被害とする。
- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える被害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該被害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県が1以上あるもの。ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）又は第19条（市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例）の措置は、法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する被害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が、被災地全域でおおむね4,000戸以上ある被害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該被害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害
- 9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額へ算入等）の措置は、公共土木施設

及び公立学校施設小被害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害にあつては、法第5条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
(注) 昭和40年2月17日改正の指定基準は、昭和39年9月の台風20号による災害以降の災害について適用。

昭和47年8月11日改正の指定基準は、昭和47年6月6日以後に発生した災害について適用。

昭和45年4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月1日以後に発生した災害について適用。

昭和57年9月10日改正の指定基準は、昭和57年1月1日以後に発生した災害について適用。

平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

18-3 局地激甚災害指定基準

[昭和43年11月22日 中央防災会議決定]

改正 昭和46年10月11日

昭和56年10月14日

昭和58年6月11日

平成12年3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小被害に係る地方債については、法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法5条、法6条及び第24条第2項から第4項までの措置、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第11条の2の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げるについては、法第12条、法第13条及び第15条の措置をそれぞれ適用すべし激甚災害とする。

（1）当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該差額事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

（2）当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

（3）当該市町村の区域内における当該災害に係る林道被害見込額（樹木に係るものに限る。

以下同じ）が該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定

額のおおむね0.05%未満のものを除く)かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額1千万未満のものを除く。)が1以上ある被害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以降に発生した災害について適用する。

(注) 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。

昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。

昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。

平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

第19節 地震に関する資料

1 地震の知識

(1) 震度と地震の規模（マグニチュード）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

(2) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

(3) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これにより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

(4) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によって震度は異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

(5) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するために、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。

気 象 庁 震 度 階 級 （気象庁HPより）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート構造物	地盤・斜面等	ライフライン
0	人の揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じ	電灯などのつり下げ者が、わずかに揺					

	じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	(耐震性が低い建物) 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)の遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れは強い場合には、安全のために地域ブロック単位でガス供

							給が止まることがある。断水、停電が発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付け不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する事もある。	(耐震性が低い建物) 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	(耐震性が低い建物) 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	(耐震性が低い建物) 壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。(耐	(耐震性が低い建物) 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。(耐震性が高い建物) 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話、インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況がおきることがある。

				震性が高い建物) 壁などの軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			その対策として、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などに提供が行われる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんのうされ、動くことができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	(耐震性が低い建物) 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。(耐震性が高い建物) 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	(耐震性が低い建物) 壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものがある。(耐震性が高い建物) 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が増える。	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	
7		固定していない家具のほとんどが移動したり、倒れたりし、飛ぶことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されて	(耐震性が低い建物) 傾くものや、倒れるものが増える。(耐震性が	(耐震性が低い建物) 壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀		

			いるブロック塀も破損するものがある。	高い建物) 壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	裂が多くなる。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。(耐震性が高い建物) 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間層が変形し、まれに傾くことがある。		
--	--	--	--------------------	------------------------------------	---	--	--

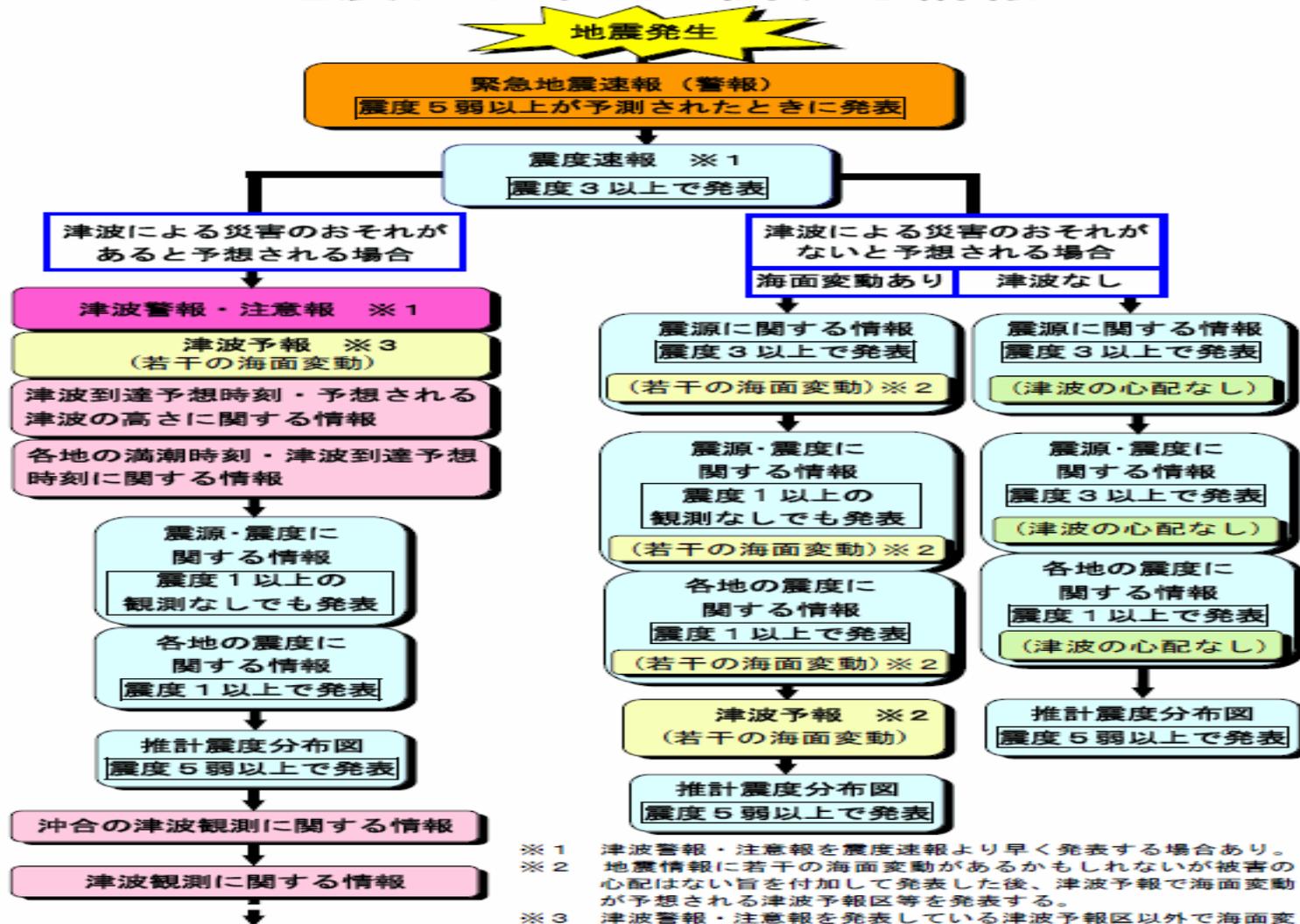
2 地震・津波情報の流れ (国土交通省気象庁HPより)

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表しています。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度3以上 津波警報または注意報発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場

	若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を公表した場合	合は、その市町村名を公表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード 7.0 以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

地震及び津波に関する情報



3 地震予知の現状

- (1) わが国の地震予知は図1に示されるような体制で、地震予知推進本部の枠組の中で総合的かつ計画的に推進されている。
- (2) 研究、観測は、測地学審議会の基本計画に沿って、関係機関が、それぞれの特色を生かして実施している。
- (3) 得られた観測データは、地震予知連絡会で評価、検討されている。地震予知連絡会は、2ヶ所の観測強化地域と、本県西部と山形県の西北部を含む8カ所の特定観測地域を指定し、地震予知に関する観測の効率を図っている。

図1 地震予知関連組織図

